

小笠原村国土強靱化地域計画

令和 4年 3月

小笠原村

目 次

第1章 計画の趣旨、位置づけ等	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
4. 計画の目標	3
第2章 強靱化の基本的な考え方	4
1. 小笠原村の地域概況	5
2. 脆弱性評価の前提となる事項の設定	7
3. 脆弱性評価及び推進方針の検討	9
第3章 強靱化の推進方針	11
1. リスクシナリオごとの推進方針	11
2. 施策の重点化	39
第4章 計画の推進と進捗管理	40
1. 計画の推進体制	40
2. 計画の進捗管理	40
3. 計画の見直し	40
別記：リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	43

第1章 計画の趣旨、位置づけ等

1. 計画策定の趣旨

平成23年に発生した東日本大震災は、未曾有の大災害となり、これまでのインフラ整備中心の防災・減災対策だけでは限界であることを示した。そのため、従来の防災・減災の枠を超え、国土政策や産業政策も含めた総合的な対応により大規模自然災害への備えを進める視点として、強く打ち出された理念が国土強靱化である。

国では、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、翌年6月には国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）を閣議決定した。その中で国は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進している。その後、平成30年12月に、計画策定から約5年が経過したこと、平成28年の熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、国基本計画の見直しが行われた。

また、国土強靱化基本法第13条では、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとして規定され、東京都においても「東京都国土強靱化地域計画」（以下「都地域計画」という。）を平成28年1月に策定している。

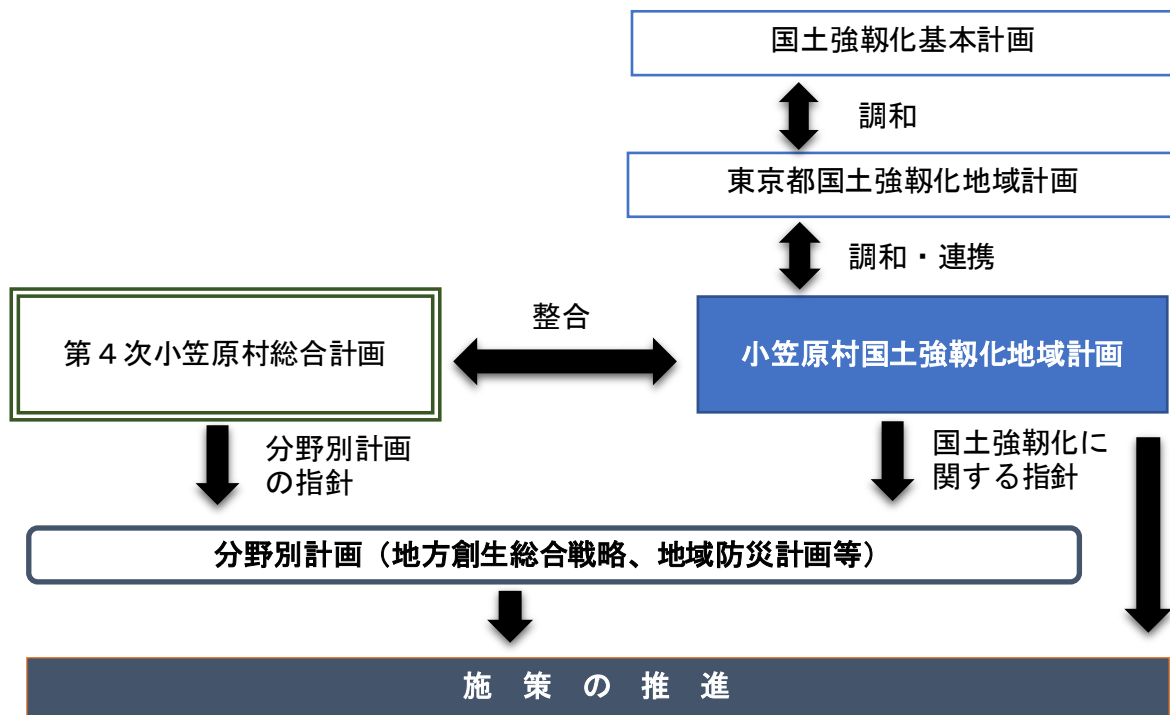
小笠原村（以下「村」という。）においては、東日本大震災等の教訓を踏まえ、村域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、「小笠原村地域防災計画」を策定・運用し、災害から人命を守ることを最優先に、自助・共助・公助の観点に立ってハード・ソフト両面から安全・安心に暮らせる地域社会の実現に取り組んでいるところであるが、こうした動向を踏まえ、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、速やかな復旧・復興を可能にする「強靱な地域」をつくるため、村の強靱化に関する指針となる「小笠原村国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定し、国、東京都、関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取組を推進するものである。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき策定する地域計画であり、国基本計画及び都地域計画との調和を図りつつ、村における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画として位置づける。

本計画の策定に当たっては、大規模自然災害に対する村の脆弱性を認識し、その克服に向けた事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、村政の基本的な指針である「第4次小笠原村総合計画」と整合を図るものとする。

■ 小笠原村国土強靱化地域計画の位置づけ ■



3. 計画期間

令和4年度を始期とし、おおむね5年程度を目途に、国基本計画や都地域計画の見直しや社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとする。

4. 計画の目標

(1) 基本目標

地域計画は、国土強靱化基本法第14条に基づき、国基本計画と調和を保つ必要があること、また、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」において、目標は原則として、国基本計画に即して設定することとされていることを踏まえ、国土強靱化基本法第8条に規定された国土強靱化の基本方針に則り、次の4つの基本目標を設定する。

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 村及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興が図られること

(2) 事前に備えるべき目標

4つの基本目標に基づき、大規模自然災害を想定してより具体化し、達成すべき目標として「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた施策を推進する。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

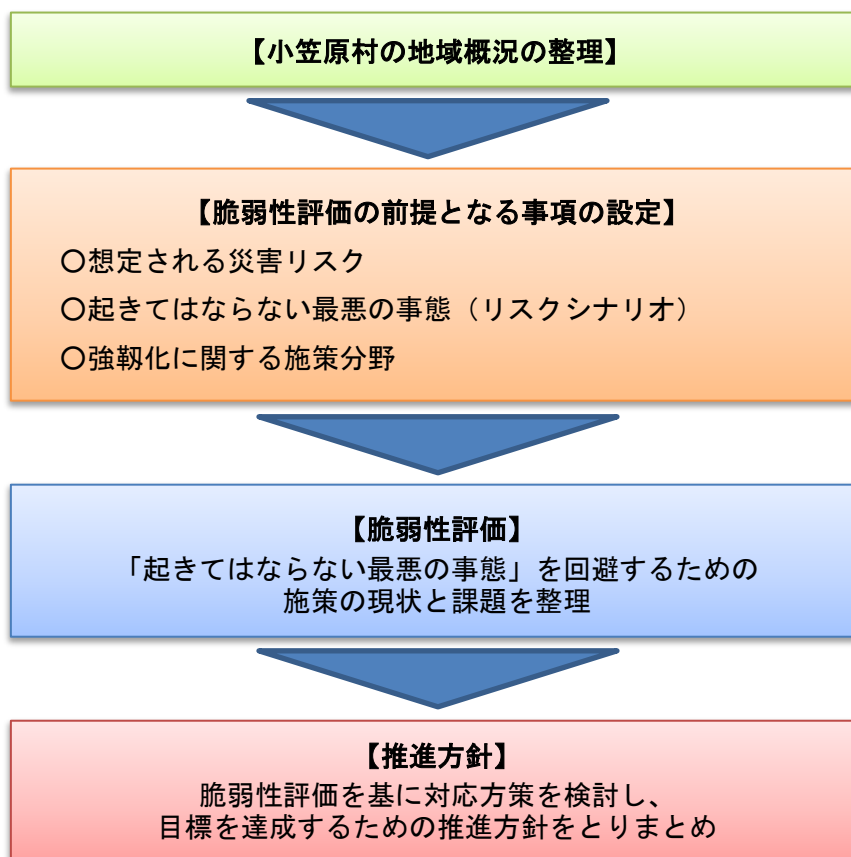
第2章 強靱化の基本的な考え方

国土強靱化の取組は、本村の地域概況等を踏まえたうえで、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や土地利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきかという「推進方針」を検討し、重要度・優先度を勘案して施策を推進していく点に特徴がある。

これにより、国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

推進方針の検討に当たっては、国土強靱化地域計画策定に関する国の指針である「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、上位に位置する国基本計画や都地域計画との調和を図りつつ、以下の検討プロセスを経て策定した。

■ 脆弱性評価を通じた推進方針の検討プロセス ■



1. 小笠原村の地域概況

(1) 地理的特性

小笠原村は、日本の南の太平洋上に散在する大小30あまりの島々（小笠原諸島）からなっている。小笠原諸島は、小笠原群島（聳島・父島・母島列島）、火山列島（硫黄列島）、及び3つの孤立島（西之島・南鳥島・沖ノ鳥島）で構成されている。このうち、一般の住民が居住しているのは父島と母島の2島である。

父島は、本土（東京）の南約1,000kmにあって、東経142度13分、北緯27度4分、面積23.45km²である。島の最高峰は中央山の南東にある名前のない山で標高は326m、周囲は約52kmである。

母島は、父島の南約50kmにあって、東経142度9分、北緯26度40分、面積は19.88km²である。島の最高峰は乳房山で標高は463m、海岸から切り立った断崖が多く、平地に乏しい。

火山列島及び西之島は東日本火山帯の火山列に位置しているため、硫黄島及び西之島では火山活動が見られ、特に西之島では、平成25年度以降、活発な噴火活動があり、新たな陸地の形成が確認されている。

また、小笠原諸島の存在により、我が国の排他的経済水域の約3割という広大な海域が確保されており、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発・利用、海洋環境の保全等、国の安全上及び経済上重要な役割を担っている。

加えて、小笠原諸島は、周辺海域で操業する他県船や近海を航行する国内外の船舶にとって、台風の発生等により海象状況が悪化した際の避難先になっているほか、船内で救急患者が発生した際の医療受診の寄港先となっており、太平洋上における海上交通の要衝として重要な地域である。

(2) 自然的特性

小笠原諸島は、その大半が国立公園に指定されているほか、南硫黄島が原生自然環境保全地域に指定されるなど、優れた自然や景観を有している。

一方で、生活を営むために活用できる土地は非常に限られている。

気候は、亜熱帯に位置し、気温の変化が少ない海洋性気候であるが、台風の常襲地帯でもある。亜熱帯に属するが故に本土にはいない病害虫が発生しており、植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づき、島内の農作物や植物の一部を本土へ持ち出すことが規制されている。

また、小笠原諸島は大陸と一度も陸続きになったことがない海洋島で、小さな島でありながら小笠原諸島でしか見ることのできない固有種の割合が高いこと、特に陸産貝類や植物において、進化の過程が分かる貴重な証拠が残されていることが高く評価され、平成23年6月には世界自然遺産に登録されるなど、世界的にも貴重でかけがえのない自然の宝庫となっている。

(3) 社会的特性

① 人口・世帯数

本村の人口・世帯数は、全国的な傾向とは異なり、現在でも横ばいで推移しており、令和2年の国勢調査では、人口総数は2,929人、世帯数は1,469世帯となっている。

年齢3区分別人口の割合を見ると、生産年齢人口については減少している一方、高齢者人口の割合は増加している。

■ 人口・世帯等

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
人口総数	2,824	2,723	2,785	3,022	2,929
年少人口 (0～14 歳)	384 (13.6%)	397 (14.6%)	420 (15.1%)	448 (14.8%)	416 (14.2%)
生産年齢人口 (15～64 歳)	2,210 (78.3%)	2,092 (76.9%)	2,109 (75.7%)	2,190 (72.5%)	2,099 (71.7%)
高齢者人口 (65 歳以上)	230 (8.1%)	232 (8.5%)	256 (9.2%)	383 (12.7%)	413 (14.1%)
世帯数	1,365	1,293	1,344	1,517	1,469

(注) 人口総数は年齢不詳を含む。

年齢3区分別人口の割合は、年齢不詳を除いて算出。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、100%を上下する場合がある。

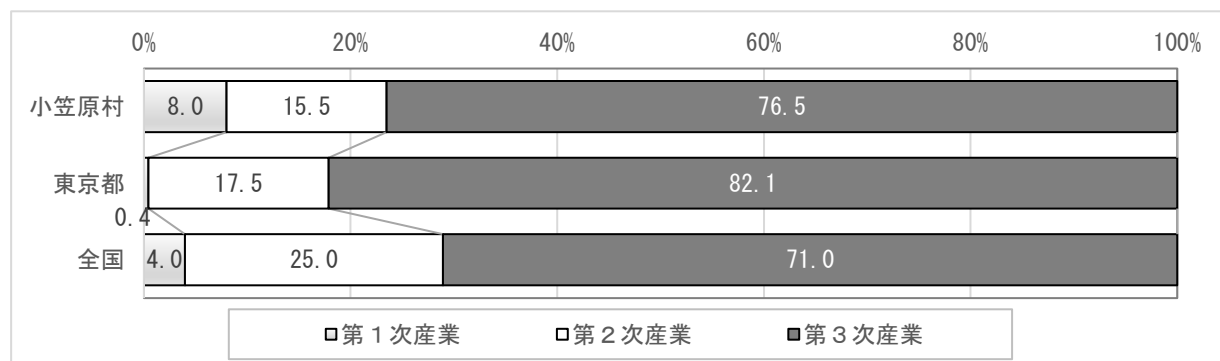
資料：総務省統計局「国勢調査」

② 産業構造

本村は、エコツーリズムを基軸とした観光産業を柱に農業・漁業など他の産業を牽引する産業振興を進めており、村を訪れる観光客の数は、世界自然遺産登録による一時的な増加からは落ち着いたものの、登録以前を上回る観光客数を維持している。

なお、平成27年の産業区分別の内訳は、第1次産業が170人（就業者数の8.0%）、第2次産業が328人（同15.5%）、第3次産業が727人（同76.5%）で、第3次産業の就業割合が高いものの、産業別就業者数の割合を東京都や全国と比較すると、第1次産業就業者の割合が高くなっている。

■ 産業別就業者数の割合 ■



(注) 分類不能の産業の就業者数を除いて算出

資料：総務省統計局「平成27年国勢調査」

③ 交通・道路

本村は、東京から南に約1,000km離れた太平洋上に位置し、本土とのアクセス手段は約6日に1便、片道約24時間を要する定期船（おがさわら丸：東京～父島間）に限定されており、また、父島と母島間を結ぶ航路は「ははじま丸」が唯一の定期航路である。住民や観光客の往来をはじめ、住民の生活必需品や産業の生産物など島内の物資の輸送は、船舶が担っている。

島内交通については、父島では村営バスが運行されており、母島では公共交通がないため、有償運送（乗合タクシー）が行われているほか、観光事業者等により、レンタカーやレンタバイクも営業されている。

また、都道は集落と港などの主要施設を結ぶ重要な幹線道路であり、日常生活や観光での通行に加え、災害時や緊急時には避難道路としても利用されている。

村道については、父島では大村奥村地域線及び扇浦地域線が、母島では沖村地域線が、住民の身近な生活道路として、集落内及び集落周辺を中心に整備されている。

2. 脆弱性評価の前提となる事項の設定

脆弱性評価の実施に当たっては、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に沿って、①想定される災害リスク、②起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）、③強靱化に関する施策分野を設定して行った。

（1）想定される災害リスク

小笠原諸島は、台風、大雨、津波等の災害を受けやすい条件にあり、これまでも昭和35年のチリ地震による津波や昭和58年の台風17号により、大きな被害を受けている。

近年では、平成12年及び平成22年に、小笠原諸島近海を震源とする震度4、マグニチュード7を超える近地地震による津波、また、平成23年には東日本大震災に伴う津波が発生したこと等により、住民の防災意識は高まっている。

現在、南海トラフ地震等による大規模津波の襲来が小笠原諸島にも想定されており、国及び東京都による被害想定では、居住地域の大部分が津波による浸水地域となる可能性が示されている。

また、土砂災害については、平成30年度に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がなされている。

本計画で対象とする災害リスクは、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていること等を踏まえ、大規模な地震・津波をはじめ、台風や集中豪雨等による風水害、土砂災害など、大規模自然災害全般を想定する。

(2) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国基本計画及び都地域計画を参考にしつつ、想定される災害リスク及び本村の特性を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして23の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のように設定した。

■ 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
① 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による住宅・建物等の倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-2	大規模津波による多数の死者の発生
	1-3	風水害や土砂災害等による多数の死傷者の発生
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	長期にわたる孤立集落等の発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
③ 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	村職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止等により情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下
⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	防災施設等の損壊・機能不全や土砂等の流出による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（３）強靱化に関する施策分野

強靱化に関する施策分野については、都地域計画と調和を図り、次の７つの施策分野を設定した。

■ 施策分野の設定

施策分野	①行政機能	②健康・医療・福祉	③情報通信
	④経済・産業	⑤教育・文化	⑥環境
	⑦まちづくり		

３．脆弱性評価及び推進方針の検討

（１）実施方法

脆弱性評価の実施に当たっては、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を縦軸に、施策分野を横軸に配置したマトリクスを作成し、まず、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な取組を整理した。

次に、施策ごとの進捗状況を把握し、施策によって「起きてはならない最悪の事態」の回避が可能であるか、不可能である場合に何が足りないかを脆弱性（課題）として評価し、その対応方策を、「起きてはならない最悪の事態」を回避（リスクの一部低減を含む。）するための施策群（推進方針）としてとりまとめた。

■ マトリクスによる脆弱性評価・推進方針検討のイメージ ■

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策分野					脆弱性評価	推進方針					
			行政機能	健康・医療・福祉	情報通信	...	...							
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による住宅・建物等の倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生	○○○○	① リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために必要な取組を整理					脆弱性の評価	対応方策の検討				
	1-2	大規模津波による多数の死者の発生	○○○○			○○		○○○○						
	...			○○										
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1		○○○○	② 個別施策ごとの課題や進捗状況を把握							脆弱性の評価	対応方策の検討		
	2-2			○○○○	○○○○	○○○○								
	...		○○○○											
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	...		○○○○			○○○○							脆弱性の評価	対応方策の検討
	...													
	...													
④ 脆弱性の評価結果を踏まえ、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために今後必要な施策を検討														
③ リスクシナリオごとに、最悪の事態の回避に向けた既存施策の対応力について評価														
② 個別施策ごとの課題や進捗状況を把握														
① リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために必要な取組を整理														
施策分野ごとの強靱化施策・主要事業の整理														

(2) 評価結果のポイント

各施策の進捗状況を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

なお、各施策の脆弱性評価の結果については、別記「リスクシナリオごとの脆弱性評価結果」で示すとおりである。

① 適切な施策の組み合わせ

施設の整備や耐震化等のハード対策のみでは不十分であり、訓練や周知啓発等のソフト対策を組み合わせ、効果的に対策を推進する必要がある。

② 効率的な施策の推進

本村の国土強靱化に係る施策の実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえ、施策の重点化を図りつつ推進していく必要がある。

③ 代替性・冗長性等の確保

いかなる災害が発生しても社会・経済が機能不全に陥らず、速やかに復旧・復興が可能とするためには、バックアップの施設・システム等の整備により、代替性・冗長性を確保する必要がある。

また、平時においても利活用等が図られ、住民にとっての利便性の増進が期待できるかという点や、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮されているかという点について留意することが必要である。

④ 「自助」「共助」「公助」の組み合わせ

本村における国土強靱化に係る施策を効果的に実施するためには、国や東京都、民間事業者、住民等の多様な主体との情報共有や連携が必要不可欠となる。

また、連携と同時に、地域における民間事業者、住民一人ひとりが、行政任せではなく、自らの身は自らが守り、お互いが助け合いながら地域でできることを考え、主体的に行動できるよう、国土強靱化の取組を広く周知するとともに、行政、民間事業者、住民それぞれが、様々な形で周りと連携・協力しながら強靱化の取組の輪を広げ、重ねていくことが重要である。

第3章 強靱化の推進方針

1. リスクシナリオごとの推進方針

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に係る脆弱性評価結果及び本村の各種部門計画等を踏まえ、リスクシナリオごとの今後の推進方針を次のとおり定める。

なお、各施策の進捗状況を把握するため、必要に応じて定量的な「重要業績指標」を設定し、施策の推進を図ることとした。

（1）直接死を最大限防ぐ

1-1 地震による住宅・建物等の倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生

① 地域防災力の向上

【行政機能】

- 大規模災害時の被災者の避難誘導等のため、防災知識の普及に努める。
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、応急手当の普及や学校等における防災教育の推進など地域協力体制の構築を図る。

② 消防力の強化

【行政機能】

- 消防団員の活動力の強化と安全確保のため、今後も計画的な安全装備品の充実・消防車両等の更新により性能・機能強化を図る。
- 円滑な消防活動のため、日頃より車両・装備品の点検確認を行うとともに、定期的な訓練を実施する。
- 円滑な消防活動のため、防火水槽及び自然水利を消火用水として活用できるように水際へのアクセス性を改善するなど、消防水利の整備を促進する。
- 消防団員を確保するため、処遇の改善を行うとともに、関係機関との連携強化、各種訓練の実施を含め消防団員の大規模災害対応能力の向上に努める。

③ 火災の発生予防

【行政機能】

- 住宅用火災警報器の設置率を調査し、設置率向上のため広報活動等に努める。
- 村内施設の消防設備点検が適切になされるよう広報に努める。

④ 公共建築物の耐震対策、老朽化対策の推進

【行政機能、健康・医療・福祉、情報通信、教育・文化】

- 保育園、学校、福祉施設、診療所、職員住宅、観光文化施設、コミュニティ施設など防災上重要な施設は、建物及び非構造部材の耐震化を継続して推進する。
- 緊急性の高い施設を優先に「公共施設等総合管理計画」に基づき更新や大規模修繕を実施する。

⑤ 公営住宅の耐震対策、老朽化対策の推進

【まちづくり】

- 村の住宅政策における都営小笠原住宅の位置づけや、既存の建物や土地の活用のあり方などを明確にするとともに、東京都をはじめとする住宅政策の関係者との役割分担について検討する。
- 都営小笠原住宅の建て替えに当たっては、住民の様々な居住ニーズをきめ細かく把握・分析し、東京都と進める建替計画に反映するとともに、将来の定住を促進するため、分譲事業のあり方なども含めた住宅施策も検討する。

⑥ 住宅・民間建築物の耐震化等

【まちづくり】

- 家具類転倒防止器具の取付け、耐震シェルターの設置や身を守る行動の取り方など住宅内での安全対策について、より一層普及啓発を進める。

⑦ 沿道建築物等の安全対策

【まちづくり】

- 災害時に活用する道路を確保するため、インフラ事業者と協力しながら、電線類の地中化による無電柱化等の防災対策を進めるとともに、倒壊した電柱の早期撤去・復旧、道路啓開に向けた事業者等との連携体制を強化する。
- ブロック塀について、危険性等について今後も周知を行っていくとともに、まずは通学路沿いなどをパトロールし、危険と思われるブロック塀の所有者に指導を行うことなどによりブロック塀の安全対策を推進する。

⑧ 市街地等の防災性向上

【まちづくり】

- 東京都と連携のもと、災害時に活用する集落内及び集落間を結ぶ道路の幅員狭小・線形不良区間の改良、集落から指定避難所への避難路の点検を行い、強化や整備を進めることで、迅速な消火・救助活動や避難の確保を図る。
- 震災時の火災被害軽減のため、建物の不燃化など、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する。

1-2 大規模津波による多数の死者の発生

① 津波避難施設、避難路等の整備

【行政機能】

- 浸水区域に関する情報や指定緊急避難場所の周知と併せ、海拔情報の表示や津波避難場所看板、避難誘導サインなど現地情報の整備を進める。また、避難施設の確保、必要箇所への避難路等の避難施設の整備を検討し、整備に努める。
- 津波等被災時における集落の分断を防止するため、父島における避難道路の早期整備に向け、東京都と協力のもと、引き続き島内の合意形成を図りながら、整備を進めていく。

② 津波避難意識の向上

【行政機能】

- ハザードマップの認知度や理解度を向上させるため、津波避難行動の啓発や実践的な避難訓練を促進するとともに、津波に対する防災学習を促進し、早期避難の徹底に努める。
- 保育園、学校、社会福祉施設などでの津波避難訓練や防災教育の推進、津波避難行動マニュアルの整備を促進する。
- 港の船上など、様々な状況下にいる者を想定した避難方法を整えていくとともに、防災関係機関と連携し、逃げ切れず、孤立・漂流した者の命を可能な限り救う方策を検討する。

③ 南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進

【行政機能】

- 南海トラフ地震臨時情報を十分に活用し、被害軽減につなげる防災対応を実施するとともに、平時から、村、東京都及び防災関係機関等が連携し、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制を確立する。

④ 海岸保全施設等の整備・耐震化

【まちづくり】

- 堤防・護岸等の海岸保全施設等は、発生頻度の高い津波（レベル1津波）を対象として、堤防・護岸のかさ上げや耐震化等を東京都と連携して対策を進める。また、高潮対策として波高低減対策を都と連携して進める。
- 堤防等の整備に当たっては、漁業、観光利用等を十分踏まえたうえで、自然との共生及び環境との調和に配慮するよう東京都と連携して取り組む。また、汀線の後退傾向が著しい海岸においても、東京都と連携して砂浜の保全・維持の対策を進める。

1-3 風水害や土砂災害等による多数の死傷者の発生

① 台風対策の推進

【行政機能、まちづくり】

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の作成・運用により、被害の最小化を図る。また、住民や事業者においても適切な避難行動等がとれるよう、とるべき措置をあらかじめ時系列で整理した「マイ・タイムライン（防災行動計画）」の普及に取り組む。
- 通信網の途絶防止のため、沿道の樹木の剪定や予防伐採、工作物等の飛散防止に努める。今後経年劣化が進むケーブルの更新を、計画的に実施する。

② 警戒避難体制の整備

【行政機能】

- 砂防施設の整備等により地形改変のあった箇所については、東京都と協議のうえ、土砂災害警戒区域等の見直しを行うとともに、土砂災害警戒区域周辺での避難方向等を示した標識の設置、避難計画の策定など警戒避難体制の整備を図っていく。
- 災害時の地域の危険性を住民に周知するため、土砂災害警戒区域等が変更になった場合は必要に応じハザードマップを更新し、ハザードマップの活用方法について周知啓発を行う。
- 土砂災害、高潮などの各種災害の発生が予想される際に、空振りをおそれず、適切に避難情報を発令できるよう、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行うとともに、村長の不在時等にも対応した全庁をあげた避難情報発令体制の整備を進める。
- 気象情報や災害情報を迅速かつ正確に提供できる情報収集・伝達体制の整備を進めるとともに、災害が発生するおそれの高い状況において、住民がとるべき避難行動等の浸透を図る。

③ 河川管理施設の整備

【まちづくり】

- 河川からの溢水を防ぎ周辺地域の浸水被害を防ぐため、東京都と連携のもと、引き続き河川防災事業や河川維持事業の適切な実施による河川道の確保に努める。

④ 海岸保全施設等の整備・耐震化【再掲】

【まちづくり】

- 堤防・護岸等の海岸保全施設等は、発生頻度の高い津波（レベル1津波）を対象として、堤防・護岸のかさ上げや耐震化等を東京都と連携して対策を進める。また、高潮対策として波高低減対策を都と連携して進める。
- 堤防等の整備に当たっては、漁業、観光利用等を十分踏まえたうえで、自然との共生及び環境との調和に配慮するよう東京都と連携して取り組む。また、汀線の後退傾向が著しい海岸においても、東京都と連携して砂浜の保全・維持の対策を進める。

⑤ 土砂災害防止施設の整備促進

【まちづくり】

- 台風等による土砂災害の発生が想定されることを踏まえ、東京都と連携のもと、砂防、地すべり対策等の防災及び国土保全に係る施設整備を引き続き促進し、国土の保全と住民・観光客等の安全の確保を図る。
- 土砂災害警戒区域等に指定されている、又は今後区域内に建設する予定の村有施設について、土砂災害防止法のレッドゾーン解除のため、急傾斜地対策等を推進する。

⑥ 沿道建築物等の安全対策【再掲】

【まちづくり】

- 災害時に活用する道路を確保するため、インフラ事業者と協力しながら、電線類の地中化による無電柱化等の防災対策を進めるとともに、倒壊した電柱の早期撤去・復旧、道路啓開に向けた事業者等との連携体制を強化する。
- ブロック塀について、危険性等について今後も周知を行っていくとともに、まずは通学路沿いなどをパトロールし、危険と思われるブロック塀の所有者に指導を行うことなどによりブロック塀の安全対策を推進する。

⑦ 市街地等の防災性向上【再掲】

【まちづくり】

- 東京都と連携のもと、災害時に活用する集落内及び集落間を結ぶ道路の幅員狭小・線形不良区間の改良、集落から指定避難所への避難路の点検を行い、強化や整備を進めることで、迅速な消火・救助活動や避難の確保を図る。
- 震災時の火災被害軽減のため、建物の不燃化など、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する。

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

① 公的備蓄の充実・確保

【行政機能】

- 避難所への避難者及び避難所外避難者に食料・飲料水・生活必需品等を提供するため、備蓄目標数量を計画的に確保し、公的備蓄の充実を図る。
- 長期にわたり孤立集落等が発生する可能性を考慮し、必要な資機材、食料、生活必需品等の分散備蓄を進めるものとし、地域ごとの備蓄場所の確保及び備蓄倉庫の整備を実施する。

② 住民による備蓄の促進

【行政機能】

- 家庭及び事業所での食料・飲料水・生活必需品・ポータブル燃料・簡易トイレ等の備蓄の増強を図るため、広報による働きかけを強化する。なお、食料・飲料水等については、東京都、村、住民、事業者等の各主体が連携し、発災後1週間程度の物資の確保を目指すものとする。

③ 災害時応援協定等による物資調達体制の整備

【行政機能】

- 災害時において不足する物資の確保を図るため、自治体間、民間企業、団体等との連携強化により調達体制を整備するとともに、地元の小売店、宿泊施設等との連携など流通備蓄の確保を進める。

④ 石油燃料等の確保

【行政機能】

- 燃料供給業者、国、東京都と連携したガソリン・重油・LPGガスなど燃料供給体制の整備を図る。
- 災害発生時において、迅速かつ的確な応急措置等の支援を実施するため、人的・物的支援に支障が生じないか、平素から点検に努める。

⑤ 緊急輸送ネットワーク、緊急輸送体制の整備

【行政機能】

- 大規模災害による緊急輸送ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、ネットワークを形成する東京都・村の各道路管理者、港湾・漁港管理者が平時から連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、応急復旧での応援など、相互に協力して対応する体制を整備する。
- 複数の輸送ルートの確保を図るため、東京都と連携して、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に都道・村道の整備を推進し、代替経路の確保による道路ネットワークを整備する。特に、孤立集落をつくらないう、東京都と連携し津波、浸水の被害を受けない道路の整備を進めていく。
- 島外から支援物資を受け入れる輸送ルートの確認・確保、物資集積場所の整備に努めるとともに、物資の受入手順や体制等を定めた受援計画等を策定する。また、大規模災害に備え締結している相互応援協定等に基づき、国や東京都、関係機関等と連携した訓練等を実施し、見直しや実効性の向上を図る。
- 支援物資のプッシュ方式の輸送に対応し、物資集積拠点において物資が滞留することがないよう早期の開設をはじめ、指定避難所への搬送計画について検討する。

⑥ 水道施設の耐震化、老朽化対策の推進

【まちづくり】

- 簡易水道台帳を基に、重要度に応じた導水・送水・配水の各管路の更新計画を作成し、耐震化を図る。あわせて、重要度の高い管路については応急復旧に必要な備蓄材の確保に努める。

⑦ 水道供給体制の整備

【まちづくり】

- 簡易水道台帳を基に、重要度に応じた給水区分を作成し、津波による被災が見込まれる橋梁添架管等の復旧部材を確保する。
- 集落地区に海水淡水化装置を設置する場合の用地、給水方法等の検討を進める。

2-2 長期にわたる孤立集落等の発生

① 公的備蓄の充実・確保 [再掲]

【行政機能】

- 避難所への避難者及び避難所外避難者に食料・飲料水・生活必需品等を提供するため、備蓄目標数量を計画的に確保し、公的備蓄の充実を図る。
- 長期にわたり孤立集落等が発生する可能性を考慮し、必要な資機材、食料、生活必需品等の分散備蓄を進めるものとし、地域ごとの備蓄場所の確保及び備蓄倉庫の整備を実施する。

② 住民による備蓄の促進 [再掲]

【行政機能】

- 家庭及び事業所での食料・飲料水・生活必需品・ポータブル燃料・簡易トイレ等の備蓄の増強を図るため、広報による働きかけを強化する。なお、食料・飲料水等については、東京都、村、住民、事業者等の各主体が連携し、発災後1週間程度の物資の確保を目指すものとする。

③ 災害時応援協定等による物資調達体制の整備 [再掲]

【行政機能】

- 災害時において不足する物資の確保を図るため、自治体間、民間企業、団体等との連携強化により調達体制を整備するとともに、地元の小売店、宿泊施設等との連携など流通備蓄の確保を進める。

④ 孤立対策の推進

【行政機能、情報通信】

- 集落が孤立した場合であっても、集会所等への自主避難や住民・自治会等による要配慮者への支援、救出・救護活動等を行う仕組みの検討、関係機関や自治会による訓練など地域防災力の強化を図る。
- 風水害による集落孤立に備え、高齢者等の早期避難を促すとともに、集団避難の実施について、東京都等関係機関と検討する。
- 指定避難所へのN T Tの特設公衆電話回線の設置を推進する。
- 集落の孤立化を防ぐため、東京都と連携し防災道路（行文線）の整備を促進する。

⑤ 緊急輸送ネットワーク、緊急輸送体制の整備【再掲】

【行政機能】

- 大規模災害による緊急輸送ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、ネットワークを形成する東京都・村の各道路管理者、港湾・漁港管理者が平時から連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、応急復旧での応援など、相互に協力して対応する体制を整備する。
- 複数の輸送ルートの確保を図るため、東京都と連携して、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に都道・村道の整備を推進し、代替経路の確保による道路ネットワークを整備する。特に、孤立集落をつくらないよう、東京都と連携し津波、浸水の被害を受けない道路の整備を進めていく。
- 島外から支援物資を受け入れる輸送ルートの確認・確保、物資集積場所の整備に努めるとともに、物資の受入手順や体制等を定めた受援計画等を策定する。また、大規模災害に備え締結している相互応援協定等に基づき、国や東京都、関係機関等と連携した訓練等を実施し、見直しや実効性の向上を図る。
- 支援物資のプッシュ方式の輸送に対応し、物資集積拠点において物資が滞留することがないよう早期の開設をはじめ、指定避難所への搬送計画について検討する。

⑥ ヘリコプターや船舶による輸送体制の確保

【行政機能】

- 警察、消防、自衛隊、海保の航空部隊を早期投入した孤立者の搬送、救出・救助や重症患者の広域搬送、物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリコプター等の派遣の要請の迅速化を準備する。
- 平時からヘリポートの維持管理を促進するとともに、大規模災害時（特に津波）の代替となるヘリポート候補地の選定を進める。また、海路からの物資や人の輸送方法の検討を進める。

⑦ 道路基盤の整備

【まちづくり】

- 津波等での被災による輸送ルートの寸断に備え、東京都と連携して防災道路（行文線）の整備を進めていく。
- 橋梁、トンネルについては引き続き定期点検等を行い、安全安心な道路交通確保のため計画的な維持管理を行う。

⑧ 輸送路の啓開体制の整備

【まちづくり】

- 「災害時における応急対策業務に関する協定」を結ぶ小笠原建設業協力会と被災時に迅速な緊急救援ルートの確保ができるよう連携を深める。

⑨ 港湾・漁港施設等の整備促進

【まちづくり】

- 南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波等の発生時においても港湾施設の輸送機能を確保するため、東京都と連携のもと、岸壁や防波堤等の改良を検討していくとともに、沖港の泊地におけるしゅんせつの実施、沖防波堤の整備等に向けた取組など、計画的な維持管理を促進し、既存施設の機能保全を図る。
- 東京都と連携のもと、漁港内の静穏度を確保することによる漁船等の安全な停泊場の確保など漁港の適切な管理運営、漁港施設の機能強化や改修整備を促進する。
- 港湾や漁港が被災した場合において、どのように復旧を行うのか検討を進める。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

① 地域防災力の向上〔再掲〕

【行政機能】

- 大規模災害時の被災者の避難誘導等のため、防災知識の普及に努める。
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、応急手当の普及や学校等における防災教育の推進など地域協力体制の構築を図る。

② 消防力の強化〔再掲〕

【行政機能】

- 消防団員の活動力の強化と安全確保のため、今後も計画的な安全装備品の充実・消防車両等の更新により性能・機能強化を図る。
- 円滑な消防活動のため、日頃より車両・装備品の点検確認を行うとともに、定期的な訓練を実施する。
- 円滑な消防活動のため、防火水槽及び自然水利を消火用水として活用できるように水際へのアクセス性を改善するなど、消防水利の整備を促進する。
- 消防団員を確保するため、処遇の改善を行うとともに、関係機関との連携強化、各種訓練の実施を含め消防団員の大規模災害対応能力の向上に努める。

③ ヘリコプターや船舶による輸送体制の確保〔再掲〕

【行政機能】

- 警察、消防、自衛隊、海保の航空部隊を早期投入した孤立者の搬送、救出・救助や重症患者の広域搬送、物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリコプター等の派遣の要請の迅速化を準備する。
- 平時からヘリポートの維持管理を促進するとともに、大規模災害時（特に津波）の代替となるヘリポート候補地の選定を進める。また、海路からの物資や人の輸送方法の検討を進める。

④ 救助・救急機関等との連携の強化

【行政機能】

- 東京都などと連携し、警察、消防、自衛隊や海保のほか、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）など各機関等の広域受援体制を整備する。また、連携を強化するための各種訓練を実施することにより災害対応能力の向上を図る。

⑤ 市街地等の防災性向上〔再掲〕

【まちづくり】

- 東京都と連携のもと、災害時に活用する集落内及び集落間を結ぶ道路の幅員狭小・線形不良区間の改良、集落から指定避難所への避難路の点検を行い、強化や整備を進めることで、迅速な消火・救助活動や避難の確保を図る。
- 震災時の火災被害軽減のため、建物の不燃化など、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

① 緊急輸送ネットワーク、緊急輸送体制の整備 [再掲]

【行政機能】

- 大規模災害による緊急輸送ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、ネットワークを形成する東京都・村の各道路管理者、港湾・漁港管理者が平時から連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、応急復旧での応援など、相互に協力して対応する体制を整備する。
- 複数の輸送ルートの確保を図るため、東京都と連携して、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に都道・村道の整備を推進し、代替経路の確保による道路ネットワークを整備する。特に、孤立集落をつくらないように、東京都と連携し津波、浸水の被害を受けない道路の整備を進めていく。
- 島外から支援物資を受け入れる輸送ルートの確認・確保、物資集積場所の整備に努めるとともに、物資の受入手順や体制等を定めた受援計画等を策定する。また、大規模災害に備え締結している相互応援協定等に基づき、国や東京都、関係機関等と連携した訓練等を実施し、見直しや実効性の向上を図る。
- 支援物資のプッシュ方式の輸送に対応し、物資集積拠点において物資が滞留することがないよう早期の開設をはじめ、指定避難所への搬送計画について検討する。

② 観光客・帰宅困難者への対策の充実

【経済・産業】

- 帰宅困難者の一時滞在場所となる避難所などの公共施設における受入スペースなど滞在場所の確保に努めるとともに、毛布、トイレ、食料、医薬品等備蓄品、簡易トイレや発電機など防災資器材等を確保する。
- 定期船おがさわら丸の就航途絶の可能性も踏まえ、住民、事業所等に対し、1週間程度を目安に水、食料、トイレ、毛布などの緊急物資の備蓄を定期的に促す。

③ 港湾・漁港施設等の整備促進 [再掲]

【まちづくり】

- 南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波等の発生時においても港湾施設の輸送機能を確保するため、東京都と連携のもと、岸壁や防波堤等の改良を検討していくとともに、沖港の泊地におけるしゅんせつの実施、沖防波堤の整備等に向けた取組など、計画的な維持管理を促進し、既存施設の機能保全を図る。
- 東京都と連携のもと、漁港内の静穏度を確保することによる漁船等の安全な停泊場の確保など漁港の適切な管理運営、漁港施設の機能強化や改修整備を促進する。
- 港湾や漁港が被災した場合において、どのように復旧を行うのか検討を進める。

① 緊急輸送ネットワーク、緊急輸送体制の整備【再掲】

【行政機能】

- 大規模災害による緊急輸送ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、ネットワークを形成する東京都・村の各道路管理者、港湾・漁港管理者が平時から連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、応急復旧での応援など、相互に協力して対応する体制を整備する。
- 複数の輸送ルートの確保を図るため、東京都と連携して、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に都道・村道の整備を推進し、代替経路の確保による道路ネットワークを整備する。特に、孤立集落をつくらないう、東京都と連携し津波、浸水の被害を受けない道路の整備を進めていく。
- 島外から支援物資を受け入れる輸送ルートの確認・確保、物資集積場所の整備に努めるとともに、物資の受入手順や体制等を定めた受援計画等を策定する。また、大規模災害に備え締結している相互応援協定等に基づき、国や東京都、関係機関等と連携した訓練等を実施し、見直しや実効性の向上を図る。
- 支援物資のプッシュ方式の輸送に対応し、物資集積拠点において物資が滞留することがないよう早期の開設をはじめ、指定避難所への搬送計画について検討する。

② ヘリコプターや船舶による輸送体制の確保【再掲】

【行政機能】

- 警察、消防、自衛隊、海保の航空部隊を早期投入した孤立者の搬送、救出・救助や重症患者の広域搬送、物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリコプター等の派遣の要請の迅速化を準備する。
- 平時からヘリポートの維持管理を促進するとともに、大規模災害時（特に津波）の代替となるヘリポート候補地の選定を進める。また、海路からの物資や人の輸送方法の検討を進める。

③ 石油燃料等の確保【再掲】

【行政機能】

- 燃料供給業者、国、東京都と連携したガソリン・重油・L P ガスなど燃料供給体制の整備を図る。
- 災害発生時において、迅速かつ的確な応急措置等の支援を実施するため、人的・物的支援に支障が生じないか、平素から点検に努める。

④ 医療施設の機能充実

【健康・医療・福祉】

- 大規模災害に備え、診療所に開設する医療救護所における災害医療活動に必要な医療機器の充実や医療資機材の備蓄、医療設備の耐震化、自家発電稼働時間の延長等に努めるほか、水道、エネルギー等の応急供給体制の強化など、稼働対策を進める。

⑤ 医療救護体制の充実

【健康・医療・福祉】

- 東京都等関係機関との連携のうえ、「東京都災害時医療救護活動ガイドライン」等に沿った医療救護体制の整備を進める。
- 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者、在宅で医療機器等を使用している身体障がい者等に対して対応ができるよう、支援体制の強化に努める。
- 災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入を円滑に行うため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）の運用体制、受入体制の強化を図る。

⑥ 災害時用医薬品等の確保

【健康・医療・福祉】

- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制の構築を図る。

⑦ 道路基盤の整備【再掲】

【まちづくり】

- 津波等での被災による輸送ルートの寸断に備え、東京都と連携して防災道路（行文線）の整備を進めていく。
- 橋梁、トンネルについては引き続き定期点検等を行い、安全安心な道路交通確保のため計画的な維持管理を行う。

⑧ 輸送路の啓開体制の整備【再掲】

【まちづくり】

- 「災害時における応急対策業務に関する協定」を結ぶ小笠原建設業協力会と被災時に迅速な緊急救援ルートの確保ができるよう連携を深める。

⑨ 港湾・漁港施設等の整備促進【再掲】

【まちづくり】

- 南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波等の発生時においても港湾施設の輸送機能を確保するため、東京都と連携のもと、岸壁や防波堤等の改良を検討していくとともに、沖港の泊地におけるしゅんせつの実施、沖防波堤の整備等に向けた取組など、計画的な維持管理を促進し、既存施設の機能保全を図る。
- 東京都と連携のもと、漁港内の静穏度を確保することによる漁船等の安全な停泊場の確保など漁港の適切な管理運営、漁港施設の機能強化や改修整備を促進する。
- 港湾や漁港が被災した場合において、どのように復旧を行うのか検討を進める。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 避難所における衛生管理、感染症対策の強化

【健康・医療・福祉】

- 災害時の感染症の発生・まん延を防ぐため、平時からのインフルエンザ等の予防接種の接種率向上を図るとともに、感染症の知識の周知、感染症まん延防止対策を熟知した職員の育成、調査に必要な資機材の充実等を進める。
- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理、広域的な消毒実施など衛生維持対策を進める。
- 新型コロナウイルス等の様々な感染症予防マニュアルの作成をはじめ、マスク・消毒液・防護服、パーテーション等の資機材の備蓄など、感染症の発生・まん延防止体制を整備する。
- 感染症が発生した場合の避難所の分散設置、個室を備えた施設の確保、レイアウトの工夫、換気の実施など開設の注意事項等のマニュアルを作成し、密を防ぐ避難所環境の整備を図る。
- ペットとの同行避難後の一時飼育可能な避難所スペースの確保、また、負傷等したペットや飼い主が死亡等した場合のペットを一時保護・収容するための施設等の整備に係る検討を進める。

② 下水道施設の耐震化及び維持管理

【環境】

- 下水道施設の耐震化、浸水・停電対策をはじめ、下水道ストックマネジメントについて検討を進め、計画的な下水道施設の施設の管理・更新を進める。

③ 災害廃棄物処理体制の構築

【環境】

- 災害廃棄物を一時的に受け入れる仮置場を確保し、災害時に円滑な運用ができるよう維持管理する。

2-7

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

① 避難所運営体制の整備

【行政機能】

- 災害時に指定避難所が有効に活用されるよう、迅速に開設できる体制を構築するとともに、新型コロナウイルス感染症の対策や、要配慮者や男女双方の視点を踏まえた「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所における良好な生活環境に配慮した避難所運営体制づくりを進める。
- 地域住民が主体となって、それぞれの役割に応じ円滑な避難所運営ができるよう、地域ぐるみの取組を促進する必要がある。
- ペットとの同行避難後の一時飼育可能な避難所スペースの確保、また、負傷等したペットや飼い主が死亡等した場合のペットを一時保護・収容するための施設等の整備に係る検討を進める。

② 避難所等設備の充実

【行政機能】

- 指定避難所となる施設へ、避難生活の環境を良好に保つための設備や、災害情報の入手に資する機器、非常用電源確保のための発電機等の機器を配備するよう努める。
- 上記のほか、段ボールベッドやパーテーション等、長期避難生活を想定した物資の用意、授乳スペース、高齢者のスペースの確保や簡易テントの準備などプライバシーの確保、熱中症や寒さ対策など、環境整備を進める。
- 避難所施設に再生可能エネルギー（太陽光発電パネル）等の導入を検討する。
- 災害時のエネルギー供給リスクの分散を図るため、避難所を含めた防災の拠点となる施設（父島：小笠原小・中学校、小笠原高等学校、奥村交流センター、地域福祉センター、扇浦交流センター、小笠原村診療所、小笠原村情報センターの7箇所。母島：母島診療所、母島支所、母島小中学校の3箇所。合計10箇所）において自家発電設備や蓄電池を含む太陽光発電設備等を整備する。

③ ボランティア受入体制の構築等

【行政機能】

- 災害発生後、円滑な災害ボランティアセンターの設置、運営が行えるよう、平常時から社会福祉協議会等関係機関と連携したボランティア活動の支援、福祉避難所の運営人材確保などを進める。
- 災害ボランティアに的確な情報を提供し効率的なボランティア活動を行うことができるよう、社会福祉協議会と連携し、研修などを通じて災害時にボランティアとして活動できる人材の育成に努める。

④ 地域における防犯体制の構築

【行政機能】

- 災害時における公共の安全と秩序の維持を図るため、警察と連携して避難所等の治安の確保に必要な体制を構築するとともに、防犯パトロール体制を整備し、地域における防犯力の一層の強化を図る。

⑤ 避難者の健康管理体制の充実

【健康・医療・福祉】

- 災害時の保健衛生活動の実施に向け、「東京都災害時保健活動ガイドライン」を活用し、避難所等において、発災直後から被災者の健康状態の把握やメンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制の整備を図る。
- 東京都と連携し、D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制の構築を図る。

⑥ 福祉避難所指定の促進、施設整備や備品備蓄の推進

【健康・医療・福祉】

- 高齢者や障がい者等の避難生活に配慮した福祉避難所が災害時に不足することがないように、福祉避難所の指定をより一層促進する。
- 福祉避難所の円滑な開設・運営体制の構築を図るため、装備・資機材の充実、各種訓練等による災害対応能力の向上を図る。

⑦ 災害時トイレ対策の推進

【環境】

- 断水中のトイレ対策として、避難所内外への仮設トイレの設置やマンホールトイレの設置などについて検討を進める。
- 生活排水処理施設が安定稼働できるよう、引き続き施設の適切な維持管理に努める。

⑧ 被災動物等への対応

【環境】

- 災害発生時に、ペットが逸走したり飼い主の死亡等により、適正飼養下でない状態となったペットが野生化し、繁殖等することにより小笠原固有の生態系や自然環境に不可逆な影響を与えること等を防止するため、小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例に基づき、ペットの登録のほか、個体識別、繁殖防止措置等の適正飼養を推進する。
- 災害時のペットとの同行避難については、東京都島しょ保健所小笠原出張所、おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会と連携し、ペットの飼い主に対し同行避難や日頃のしつけ、避難用品の準備等についての情報提供等を実施する。

（３）必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 村職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 防災拠点となる庁舎等における非常電源の確保・充実

【行政機能】

- 村で配備している非常用発電機では賄いきれないような大規模停電が起きた場合に迅速な対応がとれるよう、ポータブル発電機の常設、非常用発電設備（太陽光パネル設置含む。）の更新・燃料備蓄計画等について検討を行う。
- 安定した燃料の供給を受けるため、調達方法の検討などに取り組む。また、自家発電設備の計画的な更新・機能強化を図る。

② 公共施設等における再生可能エネルギーの導入推進

【行政機能】

- 再生可能エネルギー（特に太陽光発電設備）の公共施設及び都営住宅等更新に伴う導入を推進するほか、避難所を含めた防災拠点となる施設（父島：小笠原小・中学校、小笠原高等学校、奥村交流センター、地域福祉センター、扇浦交流センター、小笠原村診療所、小笠原村情報センターの7箇所。母島：母島診療所、母島支所、母島小中学校の3箇所。合計10箇所）における自家発電設備及び蓄電池を含む太陽光発電設備等の整備及び蓄電池としての機能も有する電気自動車等の普及と太陽光発電を併設した充電スタンドの整備などを推進する。

③ 業務継続体制の整備

【行政機能】

- 大規模災害発生時においても必要な行政機能を維持するため、業務継続計画（BCP）を策定し、訓練・点検の蓄積や状況の変化等に応じた見直しを適宜行う。また、組織改正等に応じたマニュアルの見直しを行う。
- 大規模災害時に災害対策の拠点となる庁舎等の防災対策を推進するとともに、非常用電源や再生可能エネルギーの導入を進める。また、必要な資機材の整備、職員用食料等の備蓄など執務環境の整備に努めるとともに、庁舎機能低下に伴う本部等移転先の複数検討し、機能に移転できるよう機材の確保、訓練を行う。
- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保など初動体制の強化に取り組む。

④ 相互応援体制の推進、受援計画の策定

【行政機能】

- 村単独では不足するリソースに応じて、応援協定等の広域支援に基づく応援物資や職員等の受入れが迅速かつ効果的に行えるよう、連絡体制や集結場所、活動内容の調整に関すること等をあらかじめ定めた受援計画の策定に取り組む。

⑤ 公共建築物の耐震対策、老朽化対策の推進〔再掲〕

【行政機能、健康・医療・福祉、情報通信、教育・文化】

- 保育園、学校、福祉施設、診療所、職員住宅、観光文化施設、コミュニティ施設など防災上重要な施設は、建物及び非構造部材の耐震化を継続して推進する。
- 緊急性の高い施設を優先に「公共施設等総合管理計画」に基づき更新や大規模修繕を実施する。

- 各部署に配置されているパソコン等の転落・転倒対策等の検討、非常時優先業務の実施に必要なデータ・記録等の保護及び定期的なバックアップ等を実施する。また、バックアップデータを用いた復旧作業の訓練実施を検討する。さらに、重要情報の損失回避のため、基幹システムのクラウド化やＡＩ等新技術の導入等の検討を進める。
- 基幹系業務システムについては、クラウドサーバへの通信を冗長化するためのＬＴＥ回線を確保する等、被災時のバックアップ回線の確保を検討し、本庁舎以外でも業務システムを利用可能とする環境の整備を図る。また、デジタル庁が進めている基幹システムの標準化・共通化やガバメントクラウドへの移行を進め、クラウドの活用を一層推進することで情報システムの耐災害性の強化を図る。

（４）必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止等により情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

① 情報収集・伝達体制の整備

【行政機能】

- 国や東京都、他市町村、関係機関等と迅速かつ的確に情報の収集・伝達を行うため、東京都災害情報システム（DIS）を運用することにより、情報収集・共有の強化を図る。
- インターネット、SNS等の活用による被災状況などの早期取得、現地状況を把握するドローンの運用などリアルタイム情報の収集に向けた取組を進める。
- 関係機関との連携による被災状況調査、建設・運輸等の事業者との緊急連絡体制の整備を促進する。

② 台風対策の推進〔再掲〕

【行政機能、まちづくり】

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の作成・運用により、被害の最小化を図る。また、住民や事業者においても適切な避難行動等がとれるよう、とるべき措置をあらかじめ時系列で整理した「マイ・タイムライン（防災行動計画）」の普及に取り組む。
- 通信網の途絶防止のため、沿道の樹木の剪定や予防伐採、工作物等の飛散防止に努める。今後経年劣化が進むケーブルの更新を、計画的に実施する。

③ 防災拠点となる庁舎等における非常電源の確保・充実〔再掲〕

【行政機能】

- 村で配備している非常用発電機では賄いきれないような大規模停電が起きた場合に迅速な対応がとれるよう、ポータブル発電機の常設、非常用発電設備（太陽光パネル設置含む。）の更新・燃料備蓄計画等について検討を行う。
- 安定した燃料の供給を受けるため、調達方法の検討などに取り組む。また、自家発電設備の計画的な更新・機能強化を図る。

④ 公共施設等における再生可能エネルギーの導入推進〔再掲〕

【行政機能】

- 再生可能エネルギー（特に太陽光発電設備）の公共施設及び都営住宅等更新に伴う導入を推進するほか、避難所を含めた防災拠点となる施設（父島：小笠原小・中学校、小笠原高等学校、奥村交流センター、地域福祉センター、扇浦交流センター、小笠原村診療所、小笠原村情報センターの7箇所。母島：母島診療所、母島支所、母島小中学校の3箇所。合計10箇所）における自家発電設備及び蓄電池を含む太陽光発電設備等の整備及び蓄電池としての機能も有する電気自動車等の普及と太陽光発電を併設した充電スタンドの整備などを推進する。

⑤ 防災・減災意識の向上等

【行政機能、教育・文化】

- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、各種の避難訓練など実働的な訓練を推進する。
- ハザードマップなど地域における災害の発生リスクや適切なタイミングでの避難、周囲への避難の呼びかけなどの対処方法等の周知・啓発を継続して行い、防災・減災意識の高揚に努める。
- 学校では、発達の段階に応じた防災教育の充実に努めるとともに、地域と連携した防災力の向上を推進する。

⑥ 避難行動要支援者避難支援体制の充実

【健康・医療・福祉】

- 高齢者、障がい者など、特に配慮を要する在宅要配慮者の避難を支援できるよう、避難行動要支援者名簿の更新及び個別避難計画の策定を行うとともに、消防団、民生委員・児童委員、自治会など避難支援等関係者と協力し、地域における避難支援体制を整備する。

⑦ 要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成等

【健康・医療・福祉、教育・文化】

- 津波や土砂災害が想定される区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を支援するとともに、計画に基づく訓練実施を促す。また、地域の自治会等の協力体制を整備する。
- 園児、児童・生徒が在学（園）時に災害が発生した場合を想定し、避難計画を作成・見直すとともに、一時保護や引き取り、通学路の安全性等の把握などができるよう体制の整備を図る。

⑧ 情報通信基盤の整備

【情報通信】

- 適切な運用保守や計画的な機器更新等を行い、高度な情報通信基盤を維持する。
- G I G Aスクール構想推進に当たり、村立学校内ネットワーク整備、計画的な機器更新等を行い、安定したI C T教育推進を維持する。

⑨ 災害情報伝達手段の多様化

【情報通信】

- 防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声器）をはじめとして、災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、緊急速報メール、S N Sなど伝達手段の多様化を図るとともに、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。
- 警察、海上保安庁、消防団、自治会等との連携により、住民への必要な情報の伝達に努め、広報車等を利用した災害情報伝達訓練などを行う。

⑩ 災害情報入手環境の整備

【情報通信】

- 避難所や庁舎等の防災拠点において、避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線L A Nを維持管理していく。

⑪ 外国人旅行者にも対応した観光施設等における災害情報の伝達

【経済・産業】

- 設置済みのエリア情報表示板の適切な管理に努める。
- ハザードマップなどの防災情報の多言語化の促進に努める。

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

① ライフライン施設の耐震化等の促進、各機関等との連携強化

【行政機能】

- 各ライフライン機関における、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄、自立・分散型エネルギーの導入等の対策を促進するほか、村においても、平時から訓練や連絡会議等を実施し、連携体制を強化する。
- 燃料供給については、国・東京都と連携し、関係団体等と情報交換を行うなど連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める。

② 地域における自立・分散型エネルギー等の導入促進

【経済・産業】

- 蓄電池としての機能も有する電気自動車等の普及と太陽光発電を併設した充電スタンドの整備などを推進する。

③ 事業継続に係る対策の促進

【経済・産業】

- 被災状況下の村内で必要となる蔬菜類生産への農地の活用について、東京都と連携のうえ、農業協同組合及び生産者等との意見交換を行う。
- 被災状況下の村内で利用可能な水産物の確保流通について、東京都と連携のうえ、漁業協同組合との意見交換を行う。

④ 農地・農業水利施設等の適切な保全管理

【経済・産業】

- 東京都と連携した農地造成、東京都が管理するかんがい施設等の農業基盤の整備及び維持を要望していく。
- 認定農業者を中心とした耐風強化型ハウスの整備や農業協同組合による集出荷施設等の整備を支援し、農業の復興・振興に努める。

⑤ 道路基盤の整備【再掲】

【まちづくり】

- 津波等での被災による輸送ルートの寸断に備え、東京都と連携して防災道路（行文線）の整備を進めていく。
- 橋梁、トンネルについては引き続き定期点検等を行い、安全安心な道路交通確保のため計画的な維持管理を行う。

⑥ 輸送路の啓開体制の整備【再掲】

【まちづくり】

- 「災害時における応急対策業務に関する協定」を結ぶ小笠原建設業協力会と被災時に迅速な緊急救援ルートの確保ができるよう連携を深める。

- 南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波等の発生時においても港湾施設の輸送機能を確保するため、東京都と連携のもと、岸壁や防波堤等の改良を検討していくとともに、沖港の泊地におけるしゅんせつの実施、沖防波堤の整備等に向けた取組など、計画的な維持管理を促進し、既存施設の機能保全を図る。
- 東京都と連携のもと、漁港内の静穏度を確保することによる漁船等の安全な停泊場の確保など漁港の適切な管理運営、漁港施設の機能強化や改修整備を促進する。
- 港湾や漁港が被災した場合において、どのように復旧を行うのか検討を進める。

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

6-1

電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーンの機能の停止

① ライフライン施設の耐震化等の促進、各機関等との連携強化【再掲】

【行政機能】

- 各ライフライン機関における、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄、自立・分散型エネルギーの導入等の対策を促進するほか、村においても、平時から訓練や連絡会議等を実施し、連携体制を強化する。
- 燃料供給については、国・東京都と連携し、関係団体等と情報交換を行うなど連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める。

② 石油燃料等の確保【再掲】

【行政機能】

- 燃料供給業者、国、東京都と連携したガソリン・重油・L P ガスなど燃料供給体制の整備を図る。
- 災害発生時において、迅速かつ的確な応急措置等の支援を実施するため、人的・物的支援に支障が生じないか、平素から点検に努める。

③ 地域における自立・分散型エネルギー等の導入促進【再掲】

【経済・産業】

- 蓄電池としての機能も有する電気自動車等の普及と太陽光発電を併設した充電スタンドの整備などを推進する。

6-2

上水道等の長期間にわたる供給停止

① 水道施設の耐震化、老朽化対策の推進【再掲】

【まちづくり】

- 簡易水道台帳を基に、重要度に応じた導水・送水・配水の各管路の更新計画を作成し、耐震化を図る。あわせて、重要度の高い管路については応急復旧に必要な備蓄材の確保に努める。

② 水道供給体制の整備【再掲】

【まちづくり】

- 簡易水道台帳を基に、重要度に応じた給水区分を作成し、津波による被災が見込まれる橋梁添架管等の復旧部材を確保する。
- 集落地区に海水淡水化装置を設置する場合の用地、給水方法等の検討を進める。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

① 下水道施設の耐震化及び維持管理〔再掲〕

【環境】

- 下水道施設の耐震化、浸水・停電対策をはじめ、下水道ストックマネジメントについて検討を進め、計画的な下水道施設の施設の管理・更新を進める。

② 下水道業務継続体制の整備

【環境】

- 令和5年度からの父母上下水道施設包括的維持管理業務委託において、上下水道施設全般のBCPを策定する。
- 地震対策は今後の技術動向を注視するが、費用対効果も踏まえ、耐震化は慎重に検討する。
- 浸水対策として発電機の更新時期に併せ、据え置き型から可搬式の発電機に変更し、必要最低限の設備（排水ポンプと汚水ポンプ）用の可搬式仮設動力盤を整備する。

③ 災害時トイレ対策の推進〔再掲〕

【環境】

- 断水中のトイレ対策として、避難所内外への仮設トイレの設置やマンホールトイレの設置などについて検討を進める。
- 生活排水処理施設が安定稼働できるよう、引き続き施設の適切な維持管理に努める。

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

① ヘリコプターや船舶による輸送体制の確保〔再掲〕

【行政機能】

- 警察、消防、自衛隊、海保の航空部隊を早期投入した孤立者の搬送、救出・救助や重症患者の広域搬送、物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリコプター等の派遣の要請の迅速化を準備する。
- 平時からヘリポートの維持管理を促進するとともに、大規模災害時（特に津波）の代替となるヘリポート候補地の選定を進める。また、海路からの物資や人の輸送方法の検討を進める。

② 農道の保全対策の推進

【経済・産業】

- 村管理下にある農道の適切な維持管理に努めるとともに、東京都から村への農道移管を計画的に実施する。

③ 道路基盤の整備〔再掲〕

【まちづくり】

- 津波等での被災による輸送ルートの寸断に備え、東京都と連携して防災道路（行文線）の整備を進めていく。
- 橋梁、トンネルについては引き続き定期点検等を行い、安全安心な道路交通確保のため計画的な維持管理を行う。

④ 輸送路の啓開体制の整備〔再掲〕

【まちづくり】

- 「災害時における応急対策業務に関する協定」を結ぶ小笠原建設業協力会と被災時に迅速な緊急救援ルート確保ができるよう連携を深める。

⑤ 港湾・漁港施設等の整備促進〔再掲〕

【まちづくり】

- 南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波等の発生時においても港湾施設の輸送機能を確保するため、東京都と連携のもと、岸壁や防波堤等の改良を検討していくとともに、沖港の泊地におけるしゅんせつの実施、沖防波堤の整備等に向けた取組など、計画的な維持管理を促進し、既存施設の機能保全を図る。
- 東京都と連携のもと、漁港内の静穏度を確保することによる漁船等の安全な停泊場の確保など漁港の適切な管理運営、漁港施設の機能強化や改修整備を促進する。
- 港湾や漁港が被災した場合において、どのように復旧を行うのか検討を進める。

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

① 地域防災力の向上〔再掲〕

【行政機能】

- 大規模災害時の被災者の避難誘導等のため、防災知識の普及に努める。
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、応急手当の普及や学校等における防災教育の推進など地域協力体制の構築を図る。

② 消防力の強化〔再掲〕

【行政機能】

- 消防団員の活動力の強化と安全確保のため、今後も計画的な安全装備品の充実・消防車両等の更新により性能・機能強化を図る。
- 円滑な消防活動のため、日頃より車両・装備品の点検確認を行うとともに、定期的な訓練を実施する。
- 円滑な消防活動のため、防火水槽及び自然水利を消火用水として活用できるように水際へのアクセス性を改善するなど、消防水利の整備を促進する。
- 消防団員を確保するため、処遇の改善を行うとともに、関係機関との連携強化、各種訓練の実施を含め消防団員の大規模災害対応能力の向上に努める。

③ 火災の発生予防〔再掲〕

【行政機能】

- 住宅用火災警報器の設置率を調査し、設置率向上のため広報活動等に努める。
- 村内施設の消防設備点検が適切になされるよう広報に努める。

④ 市街地等の防災性向上〔再掲〕

【まちづくり】

- 東京都と連携のもと、災害時に活用する集落内及び集落間を結ぶ道路の幅員狭小・線形不良区間の改良、集落から指定避難所への避難路の点検を行い、強化や整備を進めることで、迅速な消火・救助活動や避難の確保を図る。
- 震災時の火災被害軽減のため、建物の不燃化など、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する。

7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

① 沿道建築物等の安全対策〔再掲〕

【まちづくり】

- 災害時に活用する道路を確保するため、インフラ事業者と協力しながら、電線類の地中化による無電柱化等の防災対策を進めるとともに、倒壊した電柱の早期撤去・復旧、道路啓開に向けた事業者等との連携体制を強化する。
- ブロック塀について、危険性等について今後も周知を行っていくとともに、まずは通学路沿いをパトロールし、危険と思われるブロック塀の所有者に指導を行うことなどによりブロック塀の安全対策を推進する。

② 道路基盤の整備〔再掲〕

【まちづくり】

- 津波等での被災による輸送ルートの寸断に備え、東京都と連携して防災道路（行文線）の整備を進めていく。
- 橋梁、トンネルについては引き続き定期点検等を行い、安全安心な道路交通確保のため計画的な維持管理を行う。

③ 輸送路の啓開体制の整備〔再掲〕

【まちづくり】

- 「災害時における応急対策業務に関する協定」を結ぶ小笠原建設業協力会と被災時に迅速な緊急救援ルートの確保ができるよう連携を深める。

④ 市街地等の防災性向上〔再掲〕

【まちづくり】

- 東京都と連携のもと、災害時に活用する集落内及び集落間を結ぶ道路の幅員狭小・線形不良区間の改良、集落から指定避難所への避難路の点検を行い、強化や整備を進めることで、迅速な消火・救助活動や避難の確保を図る。
- 震災時の火災被害軽減のため、建物の不燃化やなど、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する。

7-3 防災施設等の損壊・機能不全や土砂等の流出による二次災害の発生

① 災害時の応援体制の整備（応急復旧支援）

【行政機能】

- 国から派遣される T E C - F O R C E と村、東京都における情報共有・連携強化を推進することにより、応急・復旧活動を迅速に行える体制の充実を図る。
- 「災害時における応急対策業務に関する協定」を結ぶ小笠原建設業協力会と被災時に迅速な緊急救援ルートの確保ができるよう連携を深める。

② 河川管理施設の整備【再掲】

【まちづくり】

- 河川からの溢水を防ぎ周辺地域の浸水被害を防ぐため、東京都と連携のもと、引き続き河川防災事業や河川維持事業の適切な実施による河川道の確保に努める。

③ 海岸保全施設等の整備・耐震化【再掲】

【まちづくり】

- 堤防・護岸等の海岸保全施設等は、発生頻度の高い津波（レベル1津波）を対象として、堤防・護岸のかさ上げや耐震化等を東京都と連携して対策を進める。また、高潮対策として波高低減対策を都と連携して進める。
- 堤防等の整備に当たっては、漁業、観光利用等を十分踏まえたうえで、自然との共生及び環境との調和に配慮するよう東京都と連携して取り組む。また、汀線の後退傾向が著しい海岸においても、東京都と連携して砂浜の保全・維持の対策を進める。

④ 土砂災害防止施設の整備促進【再掲】

【まちづくり】

- 台風等による土砂災害の発生が想定されることを踏まえ、東京都と連携のもと、砂防、地すべり対策等の防災及び国土保全に係る施設整備を引き続き促進し、国土の保全と住民・観光客等の安全の確保を図る。
- 土砂災害警戒区域等に指定されている、又は今後区域内に建設する予定の村有施設について、土砂災害防止法のレッドゾーン解除のため、急傾斜地対策等を推進する。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

① 有害物質の拡散・流出防止の推進

【環境】

- 海上保安庁と連携して、危険物質が海に流出した際の各種災害対応の事前計画の策定・訓練を行う。また、有害物質の拡散・流出時に汚染の程度を迅速に把握する必要があることから、緊急時のモニタリング（大気・水質）体制の強化を図るとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速に伝達する体制を構築する。

（８）社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

① 復興体制の整備

【行政機能】

- 大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が図られるよう、震災復興マニュアルの策定を進め、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保等、基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興（事前準備）の検討を推進する。特に、大量に発生する災害廃棄物について、災害廃棄物を一時的に受け入れる仮置場を確保し、災害時に円滑な運用ができるよう維持管理する。
- 次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境整備を検討する。

② 災害廃棄物処理体制の構築〔再掲〕

【環境】

- 災害廃棄物を一時的に受け入れる仮置場を確保し、災害時に円滑な運用ができるよう維持管理する。

③ 災害廃棄物処理等に係る関係団体との連携体制の構築

【環境】

- 災害廃棄物を速やかに島外搬出するため、島内業者、搬出先の自治体及び東京都等、関係団体等との連携体制を維持する。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

① 復興体制の整備〔再掲〕

【行政機能】

- 大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が図られるよう、震災復興マニュアルの策定を進め、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保等、基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興（事前準備）の検討を推進する。特に、大量に発生する災害廃棄物について、災害廃棄物を一時的に受け入れる仮置場を確保し、災害時に円滑な運用ができるよう維持管理する。
- 次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境整備を検討する。

② ボランティア受入体制の構築等〔再掲〕

【行政機能】

- 災害発生後、円滑な災害ボランティアセンターの設置、運営が行えるよう、平常時から社会福祉協議会等関係機関と連携したボランティア活動の支援、福祉避難所の運営人材確保などを進める。
- 災害ボランティアに的確な情報を提供し効率的なボランティア活動を行うことができるよう、社会福祉協議会と連携し、研修などを通じて災害時にボランティアとして活動できる人材の育成に努める。

③ 早期の住宅再建等の支援

【行政機能】

- 罹災証明書の迅速な交付やそれに向けた住家の被害認定調査の実施体制の確保に向けた体制整備に努める。
- 仮設住宅建設候補地等について、災害発生時にスムーズに利用できるよう事前の検討を進める。
- 宿泊施設の一時転用なども含め民間借上住宅の提供に係る検討を進める。

④ 地域コミュニティ機能の維持・活性化

【行政機能】

- 防災訓練等を通じ、自治会や消防団等を中心に地域住民や事業所等が協力し合う機運を高め、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る。

⑤ 風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信

【行政機能、経済・産業】

- 災害発生時における消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等からの正確な情報の収集に努めるとともに、風評被害払拭のため適切かつ積極的な広報活動を実施する。また、特産品や観光業等の風評被害対策に取り組む。

⑥ 災害対応に不可欠な建設業との連携

【経済・産業】

- 「災害時における応急対策業務に関する協定」を結ぶ小笠原建設業協力会と被災時に迅速な緊急救援ルートの確保ができるよう連携を深める。

⑦ 事業継続に係る対策の促進〔再掲〕

【経済・産業】

- 被災状況下の村内で必要となる蔬菜類生産への農地の活用について、東京都と連携のうえ、農業協同組合及び生産者等との意見交換を行う。
- 被災状況下の村内で利用可能な水産物の確保流通について、東京都と連携のうえ、漁業協同組合との意見交換を行う。

⑧ 文化財保護対策の推進

【教育・文化】

- 災害発生時における被災文化財の救出活動を適切に行うため、文化財所有者をはじめ東京都や関係機関等と連携を図りながら、災害対応訓練等を実施し、災害対応能力の向上を図る。
- 各施設（歴史、芸術、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を防止する。
- 各施設の展示物・収蔵物のほか、有形・無形の文化財を写真や映像等に記録する。

⑨ 地籍調査の推進

【まちづくり】

- 土地の有効活用を図るため、地籍調査を推進し、土地の所有状況を明確にするとともに、不在地主の問題など土地利用全般に係る諸課題の解決に向けた調査を進める。

2. 施策の重点化

施策の推進に当たっては、財源的な制約の中で本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮して施策の重点化を図る必要がある。このため、本村が直面するリスクを踏まえ、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ・緊急度、また、「第4次小笠原村総合計画」に沿った取組や都地域計画と調和を図りながら、重点化すべき起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を選定した。

重点化する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」は次表のとおりとし、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、必要に応じて重点化の見直しや新たな設定を行うものとする。

■ 重点化する起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
IV. 迅速な復旧復興が図られること III. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 II. 村及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること I. 人命の保護が最大限図られること	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による住宅・建物等の倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-2	大規模津波による多数の死者の発生
		1-3	風水害や土砂災害等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	村職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止等により情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

第4章 計画の推進と進捗管理

1. 計画の推進体制

本計画の推進については、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備するとともに、村をはじめ、国、東京都、民間事業者、ボランティア・NPO団体、住民等の叡智を結集し、本村の総力をあげた体制で、各々が単独又は連携して取り組むものとする。

また、村域を超えた広域での地域計画の策定が課題になると考えられることから、これを念頭に置いて連携を図るものとする。

2. 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、必要に応じて施策分野別及びそれぞれのリスクシナリオごとの施策の取組状況及び指標の現状を把握し、今後の効果的な施策推進につなげるものとする。

なお、リスクシナリオごとのKPI（重要業績評価指標）については、次ページで示すとおりである。

3. 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化、国及び東京都の強靱化施策の取組状況や本村の総合計画の見直しなどを考慮しつつ、適宜、見直しを行う。

なお、本計画は、他の分野別計画における村の国土強靱化に関する指針として位置づけているものであることから、地域防災計画をはじめ各分野別計画の見直しの際には、本計画との整合を図るものとする。

■ K P I（重要業績評価指標）の一覧

事前に備えるべき目標	重要業績評価指標	現状値等 (R3 年度)	目標値等
① 直接死を最大限防ぐ	消防団員の防災訓練	1 回/年	継続
	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制の確立	未策定	策定 (R4 年度)
	伝送路設備保守点検	4 回/年	継続
	光ファイバーケーブル支障枝処理作業	2 回/年	継続
	避難情報発令基準の見直し	実施	実施
	住民避難訓練の実施回数	1 回/年	継続
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	消防団員の防災訓練【再掲】	1 回/年	継続
	小笠原建設協力会との合同防災訓練の実施回数	1 回/年	継続
	住民避難訓練の実施回数【再掲】	1 回/年	継続
	感染症対策用衛生用品の備蓄 (マスク・消毒液)	備蓄済み	備蓄の更新・維持
	上水道ストックマネジメントの策定	未策定	策定 (R6 年度以降)
	下水道ストックマネジメントの策定	未策定	策定 (R6 年度以降)
③ 必要不可欠な行政機能を確保する	業務継続計画の策定・見直し	策定	見直し (R8 年度)
	ネットワーク機器監視保守業務	12 回/年	継続
	LGWAN 強靱化機器(更新)	検討中	更新 (R4 年度)
	基幹システムの標準化・共通化	未実施	実施完了 (R7 年度)
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	伝送路設備保守点検	4 回/年	継続
	光ファイバーケーブル支障枝処理作業【再掲】	2 回/年	継続
	避難行動要支援者の避難支援訓練の実施回数	1 回/年	継続
	伝送路設備保守点検【再掲】	4 回/年	継続
	住民避難訓練の実施回数【再掲】	1 回/年	継続

事前に備えるべき目標	重要業績評価指標	現状値等 (R3 年度)	目標値等
⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない	小笠原建設協力会との合同防災訓練の実施回数【再掲】	1 回/年	継続
⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	上水道ストックマネジメントの策定【再掲】	未策定	策定 (R6 年度以降)
	下水道ストックマネジメントの策定【再掲】	未策定	策定 (R6 年度以降)
	上下水道施設全般BCPの策定	未策定	策定 (R6 年度)
	小笠原建設協力会との合同防災訓練の実施回数【再掲】	1 回/年	継続
⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	消防団員の防災訓練【再掲】	1 回/年	継続
	住民避難訓練の実施回数【再掲】	1 回/年	継続
⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	小笠原建設協力会との合同防災訓練の実施回数【再掲】	1 回/年	継続
	住民避難訓練の実施回数【再掲】	1 回/年	継続

別記：リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震による住宅・建物等の倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
①	地域防災力の向上	大規模災害時の被災者の避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすため、自助・共助による一定の支援体制を構築する必要がある。 また、地域の住民が自分たちの生命・財産を守るため継続して防災訓練等を実施していく必要がある。	●							2-3) 7-1)
②	消防力の強化	消火、救出・救助活動の中心となる消防等について、消防団施設の適切な管理を進めるとともに、継続して災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を進めるなど、体制強化等を図る必要がある。 また、円滑な消防活動のため、防火水槽の整備・管理河川水を消火用水として活用できるように水際へのアクセス性を改善するなど、消防水利の整備を促進することも必要である。 なお、地域防災の中核を担う消防団員については、若者や女性の入団促進を推進するとともに、消防団の活動に対して地域や事業所側からの理解・協力が得られるよう、関係機関との連携が必要とされる。	●							2-3) 7-1)
③	火災の発生予防	災害時における火災の発生を予防するため、火災予防に関する広報や意識啓発等に取り組むとともに、地震による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー、LPガス放出防止装置等について、設置を促進する必要がある。 また、火災が発生すると甚大な被害が発生する不特定多数が利用する施設、旅館等の管理者に対し、消防用設備等の適正な設置、維持管理、防火管理体制の強化を促していく必要がある。	●							7-1)
④	公共建築物の耐震対策、老朽化対策の推進	村内の公共施設は、耐震改修工事（構造部材に限る。）を実施しており、耐震化を完了しているが、大規模災害が発生した場合も必要な業務が継続できるように、非構造部材の耐震化や建物内の備品類の散乱による被害を最小限にとどめるための対策を行う必要がある。 また、村有施設の過半数が築後 30 年以上で老朽化が進んでおり、今後、建て替えや大規模修繕を必要とする施設が急増して大きな財政的負担が生じるため、今後の行政需要の変化も勘案した計画的な対応が必要である。	●	●	●		●			3-1)

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
⑤	公営住宅の耐震対策、老朽化対策の推進	都営小笠原住宅は、老朽化が進行しており、また、居住ニーズも多様化する時代の中、住民の求める居住形態に即していない面も多々ある。そこで、都営小笠原住宅の建て替えを核として、現状の本村の住宅事情に即した村全体の住宅施策の構築を進めていく必要がある。							●	
⑥	住宅・民間建築物の耐震化等	村内では、多くの建物が昭和 56 年の新耐震基準により建設され耐震化されているが、安全に避難する対策として、家具類の転倒・落下・移動防止対策により室内における避難路の確保や出火防止などの対策を推進する必要がある。							●	
⑦	沿道建築物等の安全対策	地震や強風による電柱等の倒壊、沿道建築物からの落下物等を防ぐため、インフラ事業者と協力しながらこれら倒壊危険物の除去に取り組んでいく必要がある。 また、子どもたちの安全のため、通学路沿いなどのブロック塀の安全対策を推進する必要がある。							●	1-3) 7-2)
⑧	市街地等の防災性向上	災害時の火災予防や被害軽減のため、消火・救助活動や避難の障害となる幅員狭小・線形不良区間の改良を進める必要がある。 また、震災時の火災被害軽減のため、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する必要がある。							●	1-3) 2-3) 7-1) 7-2)

1-2 大規模津波による多数の死者の発生

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
①	津波避難施設、避難路等の整備	「小笠原村津波避難計画」に基づき、引き続き避難路・避難場所等の整備を進める必要がある。	●							
②	津波避難意識の向上	災害の危険が高まった際に、住民に対して自らの命を守るための行動を促すため、必要に応じて津波ハザードマップを更新して津波浸水想定のお知らせを図るとともに、即避難率 100%を目指した津波避難行動の徹底を図る必要がある。	●							
③	南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進	南海トラフ沿いの大規模地震の発生が高まったとき、気象庁から発表される臨時情報を十分に活用し、被害軽減につながる対応を実施する体制を整備する必要がある。また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策計画の策定を促進し、津波からの円滑な避難を確保する必要がある。	●							

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
④	海岸保全施設等の整備・耐震化	南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波等により、岸壁、防波堤等の損傷が懸念される。また、発生頻度の高い津波高に対して施設及び背後地盤高が確保されていない海岸について、東京都と連携し、堤防・護岸等の海岸保全施設等の耐震化、かさ上げ等の対策が必要である。							●	1-3) 7-3)

1-3 風水害や土砂災害等による多数の死傷者の発生

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
①	台風対策の推進	本村では、台風が頻繁に来襲することから、日頃から台風情報の収集に努めるとともに、住民等への適時適切な情報提供、避難の促し、住民等避難のための避難所開設などを適切に行っていく必要がある。	●						●	4-1)
②	警戒避難体制の整備	津波浸水域や土砂災害警戒区域等のハザードマップを作成し、避難先や危険な地域の確認を促しているが、より一層周知及び活用に努めていく必要がある。 また、気象警報や土砂災害警戒情報等を住民に提供するとともに、避難情報の判断に活用しているが、伝達手段の多様化など警戒避難体制の構築を図る必要がある。	●							
③	河川管理施設の整備	村管理河川(準用河川清瀬川)においては溢水による浸水被害の発生は低いと思われるが、障害物等により流下阻害を起こさないよう清掃、草刈りなど維持管理を行っている。 近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発していることから、気象変動の影響への適応という観点も加えて、東京都と連携のもと、河川の計画的な整備を促進していく必要がある。							●	7-3)
④	海岸保全施設等の整備・耐震化	南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波等により、岸壁、防波堤等の損傷が懸念される。また、発生頻度の高い津波高に対して施設及び背後地盤高が確保されていない海岸について、東京都と連携し、堤防・護岸等の海岸保全施設等の耐震化、かさ上げ等の対策が必要である。							●	1-2) 7-3)
⑤	土砂災害防止施設の整備促進	本村では、平成 30 年度に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がなされている。近年の豪雨等の状況を踏まえ、東京都と密接な連携のもと、砂防えん堤等の土砂災害防止施設について、優先度を明確にして効率的な整備の促進を図る必要がある。							●	7-3)

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所	
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
⑥	沿道建築物等の安全対策	地震や強風による電柱等の倒壊、沿道建築物からの落下物等を防ぐため、インフラ事業者と協力しながらこれら倒壊危険物の除去に取り組んでいく必要がある。また、子どもたちの安全のため、通学路沿いなどのブロック塀の安全対策を推進する必要がある。								●	1-1) 7-2)
⑦	市街地等の防災性向上	災害時の火災予防や被害軽減のため、消火・救助活動や避難の障害となる幅員狭小・線形不良区間の改良を進める必要がある。 また、震災時の火災被害軽減のため、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する必要がある。								●	1-1) 2-3) 7-1) 7-2)

（２）救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能		②健康・医療・福祉		③情報通信			
			④経済・産業	⑤教育・文化	⑥環境	⑦まちづくり				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
①	公的備蓄の充実・確保	アルファ化米及び飲料水については、1週間分の備蓄を既に行っている。引き続き避難所における需要に応じた救援物資の確保に向け、大規模災害等を想定した備蓄品の充実を図る必要がある。	●							2-2)
②	住民による備蓄の促進	災害発生時は、輸送ルートの途絶等により、食料・飲料水等の供給がされないおそれがあるため、災害に備えた「自助」の取組として、救援物資が届くまで、又は、災害が落ち着くまで生活するのに必要となる物資について、家庭・事業所での備蓄を促進する必要がある。	●							2-2)
③	災害時応援協定等による物資調達体制の整備	村では、東京都及び都内市町による災害時の相互応援に関する協定を締結しているほか、民間事業者との間で物資等の調達に関する指定を行っている。 災害発生時に確実に物資を供給できるよう、平時から民間事業者や東京都と連携して物資の調達体制を構築するとともに、継続的に体制の整備を進めていく必要がある。	●							2-2)
④	石油燃料等の確保	津波等の大災害により燃料供給体制が確保できなくなった場合の必要箇所への燃料確保のあり方について検討を進める必要がある。	●							2-5) 6-1)
⑤	緊急輸送ネットワーク、緊急輸送体制の整備	本村においては、特に、津波による海岸近くの道路の被災により集落が孤立することが想定される。物資の供給や救援・救護を迅速かつ確実にするため、基幹道路、島外から物資を受け入れる際の拠点となる港湾・漁港施設やヘリポート等についての更なる整備の促進を図るとともに、補完する村道や農道も含め、引き続き防災対策を推進する必要がある。 また、島外から支援物資を受け入れる物資集積拠点のほか、災害種別、被害規模、発災季節等の異なる様々な災害に対応できるよう、補完する候補施設を関係機関や民間施設も含めて選定し、受入体制の拡充を図る必要がある。 さらに、支援物資のプッシュ方式の輸送に対応し、指定避難所への物資搬送計画についても、あらかじめ検討しておく必要がある。	●							2-2) 2-4) 2-5)
⑥	水道施設の耐震化、老朽化対策の推進	大規模災害による長期断水を防ぐため、簡易水道施設の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、多様な水源利用の検討を進める必要がある。 ・浄水場、奥村配水池、清瀬配水池は耐震対策済み ・老朽管について順次耐震性のあるポリエチレン管に更新中							●	6-2)

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能	②健康・医療・福祉	③情報通信	④経済・産業	⑤教育・文化	⑥環境	⑦まちづくり	
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
⑦	水道供給体制の整備	災害時の応急給水を行うため、飲料水を得られる給水拠点（浄水所）や避難所内の応急給水栓等からの供給体制を整備する必要がある。 ・浄水場停電対策 約1か月分の燃料を備蓄 ・避難所への臨時給水 ・村に1m³の給水タンク / 災害協定締結業者に1.8m³の給水車 ・状況に応じて東京都保有の海水淡水化装置の使用を検討（ただし、設置場所、給水方式は未検討である。）							●	6-2)

2-2 長期にわたる孤立集落等の発生

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能	②健康・医療・福祉	③情報通信	④経済・産業	⑤教育・文化	⑥環境	⑦まちづくり	
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
①	公的備蓄の充実・確保	アルファ化米及び飲料水については、1週間分の備蓄を既に行っている。引き続き避難所における需要に応じた救援物資の確保に向け、大規模災害等を想定した備蓄品の充実を図る必要がある。	●							2-1)
②	住民による備蓄の促進	災害発生時は、輸送ルート途絶等により、食料・飲料水等の供給がされないおそれがあるため、災害に備えた「自助」の取組として、救援物資が届くまで、又は、災害が落ち着くまで生活するのに必要となる物資について、家庭・事業所での備蓄を促進する必要がある。	●							2-1)
③	災害時応援協定等による物資調達体制の整備	村では、東京都及び都内市町による災害時の相互応援に関する協定を締結しているほか、民間事業者との間で物資等の調達に関する指定を行っている。 災害発生時に確実に物資を供給できるよう、平時から民間事業者や東京都と連携して物資の調達体制を構築するとともに、継続的に体制の整備を進めていく必要がある。	●							2-1)
④	孤立対策の推進	津波災害による港湾施設の破損や航路障害により、定期船の運航中止等の交通手段の断絶が発生し、本土からの救援物資や救援隊が途絶えることが予想される。また、父島では、集落間をつなぐ基幹道路の被災による集落地域の分断が予想される。 災害時に孤立する可能性のある集落等については、あらかじめ村との連絡窓口を明確化しておくとともに、特設公衆電話の設置など避難所の防災機能の強化、及び孤立化を防ぐための防災道路（行文線）の整備の促進を図る必要がある。	●		●					

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
⑤	緊急輸送ネットワーク、緊急輸送体制の整備	本村においては、特に、津波による海岸近くの道路の被災により集落が孤立することが想定される。物資の供給や救援・救護を迅速かつ確実にするため、基幹道路、島外から物資を受け入れる際の拠点となる港湾・漁港施設やヘリポート等についての更なる整備の促進を図るとともに、補完する村道や農道も含め、引き続き防災対策を推進する必要がある。 また、島外から支援物資を受け入れる物資集積拠点のほか、災害種別、被害規模、発災季節等の異なる様々な災害に対応できるよう、補完する候補施設を関係機関や民間施設も含めて選定し、受入体制の拡充を図る必要がある。 さらに、支援物資のプッシュ方式の輸送に対応し、指定避難所への物資搬送計画についても、あらかじめ検討しておく必要がある。	●							2-1) 2-4) 2-5)
⑥	ヘリコプターや船舶による輸送体制の確保	空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリコプター離着陸場の整備、船舶による緊急輸送に係る環境整備及び要請の迅速化を準備しておく必要がある。	●							2-3) 2-5) 6-4)
⑦	道路基盤の整備	村道の整備はほぼ完了しており、舗装の改修、維持管理を行っている一方、低地の村道については津波等により被災した輸送ルートの寸断が想定される。 また、橋梁、トンネルについては引き続き定期点検を行い、その結果に基づき老朽化対策を進めていく必要がある。							●	2-5) 5-1) 6-4) 7-2)
⑧	輸送路の啓開体制の整備	被災時の道路啓開、復旧復興を迅速に行うため、小笠原建設業協力会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結しており、引き続き体制整備に努めていく必要がある。							●	2-5) 5-1) 6-4) 7-2)
⑨	港湾・漁港施設等の整備促進	海上輸送拠点となる港湾については、南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波等により、岸壁、防波堤等の損傷が懸念される。また、整備してきた港湾施設の老朽化が進行しており、施設の機能確保のための維持管理が課題となっている。このほか、母島の沖港港内は、海象条件が厳しくなる冬の時期に、季節風や波の影響を受け、定期船の欠航や運航時間の変更を余儀なくされているため、定期船のより安定した運航確保が課題となっている。 漁港についても老朽化が進行しており、施設の機能確保・維持管理とともに、利用状況等に応じた施設の機能強化や改修等の整備が必要である。							●	2-4) 2-5) 5-1) 6-4)

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所	
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
①	地域防災力の向上	大規模災害時の被災者の避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすため、自助・共助による一定の支援体制を構築する必要がある。 また、地域の住民が自分たちの生命・財産を守るため継続して防災訓練等を実施していく必要がある。	●								1-1) 7-1)
②	消防力の強化	消火、救出・救助活動の中心となる消防等について、消防団施設の適切な管理を進めるとともに、継続して災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を進めるなど、体制強化等を図る必要がある。 また、円滑な消防活動のため、防火水槽の整備・管理河川水を消火用水として活用できるように水際へのアクセス性を改善するなど、消防水利の整備を促進することも必要である。 なお、地域防災の中核を担う消防団員については、若者や女性の入団促進を推進するとともに、消防団の活動に対して地域や事業所側からの理解・協力が得られるよう、関係機関との連携が必要とされる。	●								1-1) 7-1)
③	ヘリコプターや船舶による輸送体制の確保	空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリコプター離着陸場の整備、船舶による緊急輸送に係る環境整備及び要請の迅速化を準備しておく必要がある。	●								2-2) 2-5) 6-4)
④	救助・救急機関等との連携の強化	大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行い、災害対応能力を向上させる必要がある。 また、全国から派遣される自衛隊、警察、消防、海保等の救助機関等の受入手順や体制等について、国や東京都、関係機関等と連携した訓練等の実施を通じ、定期的に検証や見直しを行うなど広域受援体制の強化を図る必要がある。	●								
⑤	市街地等の防災性向上	災害時の火災予防や被害軽減のため、消火・救助活動や避難の障害となる幅員狭小・線形不良区間の改良を進める必要がある。 また、震災時の火災被害軽減のため、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する必要がある。								●	1-1) 1-3) 7-1) 7-2)

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
①	緊急輸送ネットワーク、緊急輸送体制の整備	本村においては、特に、津波による海岸近くの道路の被災により集落が孤立することが想定される。物資の供給や救援・救護を迅速かつ確実にするため、基幹道路、島外から物資を受け入れる際の拠点となる港湾・漁港施設やヘリポート等についての更なる整備の促進を図るとともに、補完する村道や農道も含め、引き続き防災対策を推進する必要がある。 また、島外から支援物資を受け入れる物資集積拠点のほか、災害種別、被害規模、発災季節等の異なる様々な災害に対応できるよう、補完する候補施設を関係機関や民間施設も含めて選定し、受入体制の拡充を図る必要がある。 さらに、支援物資のプッシュ方式の輸送に対応し、指定避難所への物資搬送計画についても、あらかじめ検討しておく必要がある。	●							2-1) 2-2) 2-5)
②	観光客・帰宅困難者への対策の充実	父島、母島ともに多くの宿泊施設が海岸沿いの低地にあることから、津波等の大災害時には多くの観光客が帰宅困難になることが見込まれる。 滞在場所となる公共施設における受入スペース、備蓄など、帰宅困難者の受入れに必要な滞在場所を確保する必要がある。				●				
③	港湾・漁港施設等の整備促進	海上輸送拠点となる港湾については、南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波等により、岸壁、防波堤等の損傷が懸念される。また、整備してきた港湾施設の老朽化が進行しており、施設の機能確保のための維持管理が課題となっている。このほか、母島の沖港港内は、海象条件が厳しくなる冬の時期に、季節風や波の影響を受け、定期船の欠航や運航時間の変更を余儀なくされているため、定期船のより安定した運航確保が課題となっている。 漁港についても老朽化が進行しており、施設の機能確保・維持管理とともに、利用状況等に応じた施設の機能強化や改修等の整備が必要である。							●	2-2) 2-5) 5-1) 6-4)

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
①	緊急輸送ネットワーク、緊急輸送体制の整備	本村においては、特に、津波による海岸近くの道路の被災により集落が孤立することが想定される。物資の供給や救援・救護を迅速かつ確実にするため、基幹道路、島外から物資を受け入れる際の拠点となる港湾・漁港施設やヘリポート等についての更なる整備の促進を図るとともに、補完する村道や農道も含め、引き続き防災対策を推進する必要がある。 また、島外から支援物資を受け入れる物資集積拠点のほか、災害種別、被害規模、発災季節等の異なる様々な災害に対応できるよう、補完する候補施設を関係機関や民間施設も含めて選定し、受入体制の拡充を図る必要がある。 さらに、支援物資のプッシュ方式の輸送に対応し、指定避難所への物資搬送計画についても、あらかじめ検討しておく必要がある。	●							2-1) 2-2) 2-4)
②	ヘリコプターや船舶による輸送体制の確保	空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリコプター離着陸場の整備、船舶による緊急輸送に係る環境整備及び要請の迅速化を準備しておく必要がある。	●							2-2) 2-3) 6-4)
③	石油燃料等の確保	津波等の大災害により燃料供給体制が確保できなくなった場合の必要箇所への燃料確保のあり方について検討を進める必要がある。	●							2-1) 6-1)
④	医療施設の機能充実	災害時の医療確保のため、村立診療所の耐震化、燃料備蓄、電力確保対策を促進するとともに、関係機関と連携して、電気、ガス、水道、医療用ガス等の医療施設への円滑な供給体制を確保する必要がある。		●						
⑤	医療救護体制の充実	負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動を実施するため、訓練や研修等を通じて、日本赤十字社や医師会、歯科医師会、薬剤師会など、様々な主体による医療救護活動が円滑に実施できる体制を整えておく必要がある。また、災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、支援体制の強化を図る必要がある。 さらに、災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入れを円滑に行い得る体制を構築しておく必要がある。		●						
⑥	災害時用医薬品等の確保	医薬品、医療器具等医療救護活動に必要な物資等を確保するため、医師会等関係機関と協力し、物資調達体制の整備を図る必要がある。		●						
⑦	道路基盤の整備	村道の整備はほぼ完了しており、舗装の改修、維持管理を行っている一方、低地の村道については津波等により被災した輸送ルートの寸断が想定される。 また、橋梁、トンネルについては引き続き定期点検を行い、その結果に基づき老朽化対策を進めていく必要がある。							●	2-2) 5-1) 6-4) 7-2)

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所	
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
⑧	輸送路の啓開体制の整備	被災時の道路啓開、復旧復興を迅速に行うため、小笠原建設業協力会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結しており、引き続き体制整備に努めていく必要がある。								●	2-2) 5-1) 6-4) 7-2)
⑨	港湾・漁港施設等の整備促進	海上輸送拠点となる港湾については、南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波等により、岸壁、防波堤等の損傷が懸念される。また、整備してきた港湾施設の老朽化が進行しており、施設の機能確保のための維持管理が課題となっている。このほか、母島の沖港港内は、海象条件が厳しくなる冬の時期に、季節風や波の影響を受け、定期船の欠航や運航時間の変更を余儀なくされているため、定期船のより安定した運航確保が課題となっている。 漁港についても老朽化が進行しており、施設の機能確保・維持管理とともに、利用状況等に応じた施設の機能強化や改修等の整備が必要である。								●	2-2) 2-4) 5-1) 6-4)

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
①	避難所における衛生管理、感染症対策の強化	災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、東京都（保健所）と協力し、消毒等の実施や感染症のサーベイランス体制を整備する必要がある。 また、感染症に関する正しい知識や予防方法等について、様々な媒体を用いて情報発信するとともに、避難所及び備蓄倉庫において、消毒液やマスクをはじめとする感染症対策物品の備蓄を推進する必要がある。 さらに、ペットの同行避難後一時飼育可能な避難所スペースの確保、また、負傷等したペットや飼い主が死亡等した場合のペットを一時保護・収容するための施設等の整備が必要である。		●						

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
②	下水道施設の耐震化及び維持管理	地震によって下水道施設が被災し、処理機能が停止した場合、住民生活に与える影響が大きく、その復旧に相当の期間を要することとなる。 現在、管渠についてはほとんど耐震化されておらず、地震による管路の破断、液状化による人孔の突出などの被害が想定される。なお、破断、突出等による土砂流入で、下水流路の確保は困難となるが、一時的に管内貯留した汚水を吸引、沈澱消毒放流することとなる。 災害時においても下水道施設が適切に機能し、汚水・雨水等の処理が行えるように、下水道施設の適切な管理・更新を進める必要がある。						●		6-3)
③	災害廃棄物処理体制の構築	大規模災害発生後、大量に発生するごみ・がれきや倒壊物・落下物・流出物等による障害物は、住民生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。 大量に発生する災害廃棄物は島内処理が困難であることから、島外搬出し処理する体制の構築を図る必要がある。						●		8-1)

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信		④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり					
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
①	避難所運営体制の整備	大規模災害が起こった際には、迅速な避難所開設と適切な避難所運営を行っていく必要がある。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など要配慮者をはじめ、ペットの受入れについて、発災時にスムーズに対応できるようにする必要がある。	●							
②	避難所等設備の充実	災害時のエネルギー供給リスクの分散を図るため、避難所を含めた防災の拠点となる施設(父島:小笠原小・中学校、小笠原高等学校、奥村交流センター、地域福祉センター、扇浦交流センター、小笠原村診療所、小笠原村情報センターの7箇所。母島:母島診療所、母島支所、母島小中学校の3箇所。合計 10 箇所)において自家発電設備や蓄電池を含む太陽光発電設備等を整備する必要がある。	●							
③	ボランティア受入体制の構築等	被災者支援を円滑に行うため、多数のボランティアの受付、調整等その受入体制の構築が必要である。 また、自主防災組織、自治会等の地域組織の主体的な取組の促進、並びに地域組織と社会福祉協議会等との協働の更なる強化が必要である。	●							8-2)

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
④	地域における防犯体制の構築	災害時における公共の安全と秩序の維持を図るため、警察と連携して、避難所等の治安の確保に必要な体制、装備・資機材の充実強化を図る必要がある。	●							
⑤	避難者の健康管理体制の充実	被害後の精神疾患に伴う自殺や急性心筋梗塞などの関連死が懸念されることから、十分なケアができる体制を構築するとともに、避難生活者や被災者からの相談対応窓口や、発災後における健康管理面での留意情報などをあらかじめ明らかにしておく必要がある。		●						
⑥	福祉避難所指定の促進、施設整備や備品備蓄の推進	福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える必要がある。		●						
⑦	災害時トイレ対策の推進	災害時における排水処理機能の不全に備え、避難所等におけるトイレ対策を進める必要がある。そのため、既に以下の対策を実施してきた。 ・上下水道施設維持管理業務の要求水準書において災害時の一次対応について明記(施設の被災状況に応じた対応を行う。) ・災害時における応急対策業務等に関する協定締結を1社と締結(避難所及び仮設トイレにおける汚水、汚物の吸引) ・避難所等における生活排水機能が失われた場合に備え、避難者用に簡易トイレを備蓄 また、生活排水処理施設の計画的な修繕を進めているが、塩害、強烈な紫外線などにより、施設の老朽化の進行が著しいため、安定した処理能力を確保できるよう、適正な施設の維持管理、運営の促進を図る必要がある。						●		6-3)
⑧	被災動物等への対応	ペット条例によりペットの登録のほか、個体識別、繁殖防止措置等の適正飼養を推進している。また、災害時の同行避難については、東京都島しょ保健所小笠原出張所、おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会と連携し、ペットの飼い主に対し同行避難や日頃のしつけ、避難用品の準備等についての情報提供等を実施している。 災害発生時に、ペットが逸走したり飼い主の死亡等により、適正飼養下でない状態となったペットが野生化し、繁殖等することにより小笠原固有の生態系や自然環境に不可逆な影響を与えたり、ペットが負傷・衰弱・死亡等することによりに生活環境に影響を与えるおそれがあることから、同行避難後一時飼育可能な避難所スペースの確保、また、負傷等したペットや飼い主が死亡等した場合のペットを一時保護・収容するための施設等の整備が必要である。						●		

(3) 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 村職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所			
			①行政機能		②健康・医療・福祉		③情報通信		④経済・産業		⑤教育・文化	⑥環境	⑦まちづくり
			①	②	③	④	⑤	⑥					
①	防災拠点となる庁舎等における非常電源の確保・充実	父島・母島とも、役場庁舎は津波浸水区域にあり、津波時には防災拠点とならない可能性がある。そこで、津波時の代替の防災拠点として情報センターを地域防災計画に位置づけたところである。なお、母島は母島診療所が防災拠点となることを想定している。 防災拠点となる庁舎では、停電時に非常用発電装置に切り替え、必要な電源を確保しているが、備蓄燃料に限りがあることから、必要な電力供給を維持する取組を推進していく必要がある。	●									4-1)	
②	公共施設等における再生可能エネルギーの導入推進	本村の電力供給はディーゼル発電となっており、その燃料を本土からの輸送に頼っている状況であるため、村内の被害対策だけでなく本土との交通が途絶えた場合の対策として、公共施設等における再生可能エネルギーの導入を推進し、エネルギー供給リスクを分散しエネルギーセキュリティの強化を図る必要がある。	●									4-1)	
③	業務継続体制の整備	地域防災計画に基づき災害対策本部の体制整備を行っているが、大規模災害等が発生した場合でも行政機能不全に陥らないよう、業務継続計画(BCP)の策定を行うとともに、消防、警察等防災関係機関と連携して災害に即した実践的な実動訓練及び図上訓練を実施し、応急対処能力の向上等を図る必要がある。 また、電力の確保、情報・通信システムの確保、応急活動用資機材や水・食料等の備蓄、代替庁舎の確保等、所要の措置を実施する体制づくりを行う必要がある。	●										
④	相互応援体制の推進、受援計画の策定	大規模広域災害時に備え、国、東京都及び他市町村との協力体制を維持するとともに、災害時の相互応援協定に基づく支援・受援の内容や実施手順、役割分担を関係者で協議して順次具体化し、訓練実施を通じて実効性を高める必要がある。	●										
⑤	公共建築物の耐震対策、老朽化対策の推進	村内の公共施設は、耐震改修工事(構造部材に限る。)を実施しており、耐震化を完了しているが、大規模災害が発生した場合も必要な業務が継続できるように、非構造部材の耐震化や建物内の備品類の散乱による被害を最小限にとどめるための対策を行う必要がある。 また、村有施設の過半数が築後 30 年以上で老朽化が進んでおり、今後、建て替えや大規模修繕を必要とする施設が急増して大きな財政的負担が生じるため、今後の行政需要の変化も勘案した計画的な対応が必要である。	●	●	●		●					1-1)	

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
⑥	情報システムの耐災害性の確保	大規模災害時の災害応急対応や重要通信業務の継続、早期の復旧の遂行のためには、それらの業務を支える情報システムやネットワーク等の稼働が必要不可欠な基盤となる。 基幹系業務システムのクラウド化は完了している。また、大規模災害により本土との通信が途絶される事態に備え、父島の本庁舎にバックアップサーバを備えるとともに、父島の本庁舎が津波等の被災可能性がある場合にはバックアップデータをあらかじめ指定された職員が持ち出す体制を整えている。しかしながら、バックアップデータを用いた業務では必要最小限の業務しかできないため、自治体機能の早期復旧を図るためバックアップ回線を確保する必要がある。			●					

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止等により情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所	
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
①	情報収集・伝達体制の整備	災害関連情報をあらゆるツールを使って迅速かつ正確に収集するため、国・東京都と連携して防災情報の共有に関するシステム強化を図る必要がある。 また、近年の大規模な自然災害時において、避難情報等が住民の避難行動につながらず、多数の死傷者が発生しているため、村では防災行政無線を整備し各世帯でも防災情報を届けられる体制を構築しているところであり、毎年住民避難訓練を実施するとともに、全国瞬時警報システム(J-ALEERT)の定期的な運用試験等による安定した運用の促進等、避難行動に有効な避難情報の発信、伝達を行い得る体制を構築する必要がある。	●								
②	台風対策の推進	本村では、台風が頻繁に来襲することから、日頃から台風情報の収集に努めるとともに、住民等への適時適切な情報提供、避難の促し、住民等避難のための避難所開設などを適切に行っていく必要がある。	●							●	1-3)
③	防災拠点となる庁舎等における非常電源の確保・充実	父島・母島とも、役場庁舎は津波浸水区域にあり、津波時には防災拠点とならない可能性がある。そこで、津波時の代替の防災拠点として情報センターを地域防災計画に位置づけたところである。なお、母島は母島診療所が防災拠点となることを想定している。 防災拠点となる庁舎では、停電時に非常用発電装置に切り替え、必要な電源を確保しているが、備蓄燃料に限りがあることから、必要な電力供給を維持する取組を推進していく必要がある。	●								3-1)
④	公共施設等における再生可能エネルギーの導入推進	本村の電力供給はディーゼル発電となっており、その燃料を本土からの輸送に頼っている状況であるため、村内の被害対策だけでなく本土との交通が途絶えた場合の対策として、公共施設等における再生可能エネルギーの導入を推進し、エネルギー供給リスクを分散しエネルギーセキュリティの強化を図る必要がある。	●								3-1)
⑤	防災・減災意識の向上等	大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、住民一人ひとりが、地域の危険度を把握したうえで、災害関連情報を正しく理解し、適切な避難行動をとることができるように努める必要がある。	●					●			
⑥	避難行動要支援者避難支援体制の充実	要配慮者に対する避難支援体制の整備等を行うため、避難行動要支援者名簿の地域との共有及び避難行動要支援者の個別避難計画作成の取組を一層促進する必要がある。		●							

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
⑦	要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成等	介護保険施設や児童福祉施設などの各福祉施設における入所者、通所者の避難支援体制の整備が必要である。また、保育園、小中学校、高等学校など各施設における園児、児童・生徒の保護、避難支援体制の整備が必要である。		●			●			
⑧	情報通信基盤の整備	村では、デジタル防災無線の導入、各家庭や事業所への戸別端末の設置を進めるとともに、島内光ケーブル網整備を行い、防災時の情報伝達体制を構築している。 今後は既存の情報通信基盤の維持・補修が課題となっている。			●					
⑨	災害情報伝達手段の多様化	本村では、緊急性の高い災害情報を迅速・確実に住民等へ伝達するため、防災行政無線の受信設備を各戸に配置するとともに、海岸や携帯電話が使用できない地域でも災害情報を伝達できるよう防災行政無線の屋外拡声器を整備してきた。引き続き警察や海上保安庁などの関係機関と連携した災害情報の伝達、広報車、自治会等を通じた戸別訪問など、情報伝達手段の多様化、確実性を高めていく必要がある。			●					
⑩	災害情報入手環境の整備	情報通信環境を安定させるため、民間企業による島内インターネット接続サービス提供を開始した(令和3年)。今後は避難所等の防災拠点において、災害時に必要な情報を入手できるよう、FreeWi-Fi スポット等の整備を促進していく必要がある。			●					
⑪	外国人旅行者にも対応した観光施設等における災害情報の伝達	父島8箇所、母島5箇所に外国人を含めた来島者が避難場所を確認できるよう、多言語化及びピクトグラムを使用したエリア情報表示板を設置している。 その他の手段でも、観光客をはじめとする地理的に不慣れな来島者や外国人が、発災時に適切に避難行動できるよう、多言語化・ピクトグラム使用等による避難所等の分かりやすい情報提供を進める必要がある。				●				

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所	
			①行政機能 ④経済・産業		②健康・医療・福祉 ⑤教育・文化		③情報通信 ⑥環境 ⑦まちづくり				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
①	ライフライン施設の耐震化等の促進、各機関等との連携強化	災害時においても電気・ガス等のエネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設や設備等の耐震化、燃料備蓄、応急復旧体制の整備等の対策を促進するほか、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と村との連絡体制を強化する必要がある。	●								6-1)
②	地域における自立・分散型エネルギー等の導入促進	本村の電力供給はディーゼル発電となっており、その燃料を本土からの輸送に頼っている状況であるため、村内の被害対策だけでなく本土との交通が途絶えた場合の対策として、電気自動車の利用促進など地域における再生可能エネルギーの導入を推進し、エネルギー供給リスクを分散しエネルギーセキュリティの強化を図る必要がある。					●				6-1)
③	事業継続に係る対策の促進	村内の農業、水産業の生産物はほとんどが村外へ出荷されており、村内への流通量は微量である。また、農産品は亜熱帯の気候を生かしたパッションフルーツ、トマトなどがほとんどであり、穀物は皆無、蔬菜類の生産もごくわずかである。南海トラフ地震により出荷先となる本土が大被害を受けた状況下では長期にわたり出荷を停止せざるを得ない状況となることを踏まえ、農水産物の村内への流通、生産現場の維持について検討が必要である。					●				8-2)
④	農地・農業水利施設等の適切な保全管理						●				
⑤	道路基盤の整備	村道の整備はほぼ完了しており、舗装の改修、維持管理を行っている一方、低地の村道については津波等により被災した輸送ルートの寸断が想定される。 また、橋梁、トンネルについては引き続き定期点検を行い、その結果に基づき老朽化対策を進めていく必要がある。								●	2-2) 2-5) 6-4) 7-2)
⑥	輸送路の啓開体制の整備	被災時の道路啓開、復旧復興を迅速に行うため、小笠原建設業協会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結しており、引き続き体制整備に努めていく必要がある。								●	2-2) 2-5) 6-4) 7-2)
⑦	港湾・漁港施設等の整備促進	海上輸送拠点となる港湾については、南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波等により、岸壁、防波堤等の損傷が懸念される。また、整備してきた港湾施設の老朽化が進行しており、施設の機能確保のための維持管理が課題となっている。このほか、母島の沖港港内は、海象条件が厳しくなる冬の時期に、季節風や波の影響を受け、定期船の欠航や運航時間の変更を余儀なくされているため、定期船のより安定した運航確保が課題となっている。 漁港についても老朽化が進行しており、施設の機能確保・維持管理とともに、利用状況等に応じた施設の機能強化や改修等の整備が必要である。								●	2-2) 2-4) 2-5) 6-4)

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

施策	脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
		①行政機能 ④経済・産業	②健康・医療・福祉 ⑤教育・文化	③情報通信 ⑥環境	⑦まちづくり	①	②	③	
① ライフライン施設の耐震化等の促進、各機関等との連携強化	災害時においても電気・ガス等のエネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設や設備等の耐震化、燃料備蓄、応急復旧体制の整備等の対策を促進するほか、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と村との連絡体制を強化する必要がある。	●							5-1)
② 石油燃料等の確保	津波等の大災害により燃料供給体制が確保できなくなった場合の必要箇所への燃料確保のあり方について検討を進める必要がある。	●							2-1) 2-5)
③ 地域における自立・分散型エネルギー等の導入促進	本村の電力供給はディーゼル発電となっており、その燃料を本土からの輸送に頼っている状況であるため、村内の被害対策だけでなく本土との交通が途絶えた場合の対策として、電気自動車の利用促進など地域における再生可能エネルギーの導入を推進し、エネルギー供給リスクを分散しエネルギーセキュリティの強化を図る必要がある。				●				5-1)

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

施策	脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
		①行政機能 ④経済・産業	②健康・医療・福祉 ⑤教育・文化	③情報通信 ⑥環境	⑦まちづくり	①	②	③	
① 水道施設の耐震化、老朽化対策の推進	大規模災害による長期断水を防ぐため、簡易水道施設の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、多様な水源利用の検討を進める必要がある。 ・浄水場、奥村配水池、清瀬配水池は耐震対策済み ・老朽管について順次耐震性のあるポリエチレン管に更新中							●	2-1)
② 水道供給体制の整備	災害時の応急給水を行うため、飲料水を得られる給水拠点（浄水所）や避難所内の応急給水栓等からの供給体制を整備する必要がある。 ・浄水場停電対策 約1か月分の燃料を備蓄 ・避難所への臨時給水 村に1㎡の給水タンク / 災害協定締結業者に1.8㎡の給水車 ・状況に応じて東京都保有の海水淡水化装置の使用を検討（ただし、設置場所、給水方式は未検討である。）							●	2-1)

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
①	下水道施設の耐震化及び維持管理	地震によって下水道施設が被災し、処理機能が停止した場合、住民生活に与える影響が大きく、その復旧に相当の期間を要することとなる。 現在、管渠についてはほとんど耐震化されておらず、地震による管路の破断、液状化による人孔の突出などの被害が想定される。なお、破断、突出等による土砂流入で、下水流路の確保は困難となるが、一時的に管内貯留した汚水を吸引、沈澱消毒放流することとなる。 災害時においても下水道施設が適切に機能し、汚水・雨水等の処理が行えるように、下水道施設の適切な管理・更新を進める必要がある。						●		2-6)
②	下水道業務継続体制の整備	上下水道施設維持管理業務の範疇において、父島の生活排水処理業務においてのみ簡易BCPは策定済みである。 ・地震対策 管路破断、液状化による人孔突出については対策なし。 ・津波対策 施設側での浸水対策はしていない(浸水を前提とする。) 父島の処理場と母島の中継ポンプ所はいずれも据え置き型の自家発電機であり、浸水対策として不十分である。						●		
③	災害時トイレ対策の推進	災害時における排水処理機能の不全に備え、避難所等におけるトイレ対策を進める必要がある。そのため、既に以下の対策を実施してきた。 ・上下水道施設維持管理業務の要求水準書において災害時の一次対応について明記(施設の被災状況に応じた対応を行う。) ・災害時における応急対策業務等に関する協定締結を1社と締結(避難所及び仮設トイレにおける汚水、汚物の吸引) ・避難所等における生活排水機能が失われた場合に備え、避難者用に簡易トイレを備蓄 また、生活排水処理施設の計画的な修繕を進めているが、塩害、強烈な紫外線などにより、施設の老朽化の進行が著しいため、安定した処理能力を確保できるよう、適正な施設の維持管理、運営の促進を図る必要がある。						●		2-7)

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
①	ヘリコプターや船舶による輸送体制の確保	空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリコプター離着陸場の整備、船舶による緊急輸送に係る環境整備及び要請の迅速化を準備しておく必要がある。	●							2-2) 2-3) 2-5)
②	農道の保全対策の推進	村管理下にある農道は全て高台に位置し、ハザードマップ上の浸水域外であり、父島の農道は扇浦地区の主幹道路である都道 240 号線(小港道路・洲崎道路)をバイパスする経路となっていることから、災害時の避難路や迂回路としての機能が期待される農道の適正な維持管理や保全対策を進める必要がある。				●				
③	道路基盤の整備	村道の整備はほぼ完了しており、舗装の改修、維持管理を行っている一方、低地の村道については津波等により被災した輸送ルートの寸断が想定される。 また、橋梁、トンネルについては引き続き定期点検を行い、その結果に基づき老朽化対策を進めていく必要がある。							●	2-2) 2-5) 5-1) 7-2)
④	輸送路の啓開体制の整備	被災時の道路啓開、復旧復興を迅速に行うため、小笠原建設業協会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結しており、引き続き体制整備に努めていく必要がある。							●	2-2) 2-5) 5-1) 7-2)
⑤	港湾・漁港施設等の整備促進	海上輸送拠点となる港湾については、南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波等により、岸壁、防波堤等の損傷が懸念される。また、整備してきた港湾施設の老朽化が進行しており、施設の機能確保のための維持管理が課題となっている。このほか、母島の沖港港内は、海象条件が厳しくなる冬の時期に、季節風や波の影響を受け、定期船の欠航や運航時間の変更を余儀なくされているため、定期船のより安定した運航確保が課題となっている。 漁港についても老朽化が進行しており、施設の機能確保・維持管理とともに、利用状況等に応じた施設の機能強化や改修等の整備が必要である。							●	2-2) 2-4) 2-5) 5-1)

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所	
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
①	地域防災力の向上	大規模災害時の被災者の避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすため、自助・共助による一定の支援体制を構築する必要がある。 また、地域の住民が自分たちの生命・財産を守るため継続して防災訓練等を実施していく必要がある。	●								1-1) 2-3)
②	消防力の強化	消火、救出・救助活動の中心となる消防等について、消防団施設の適切な管理を進めるとともに、継続して災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を進めるなど、体制強化等を図る必要がある。 また、円滑な消防活動のため、防火水槽の整備・管理河川水を消火用水として活用できるように水際のアクセス性を改善するなど、消防水利の整備を促進することも必要である。 なお、地域防災の中核を担う消防団員については、若者や女性の入団促進を推進するとともに、消防団の活動に対して地域や事業所側からの理解・協力が得られるよう、関係機関との連携が必要とされる。	●								1-1) 2-3)
③	火災の発生予防	災害時における火災の発生を予防するため、火災予防に関する広報や意識啓発等に取り組むとともに、地震による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー、LPガス放出防止装置等について、設置を促進する必要がある。 また、火災が発生すると甚大な被害が発生する不特定多数が利用する施設、旅館等の管理者に対し、消防用設備等の適正な設置、維持管理、防火管理体制の強化を促していく必要がある。	●								1-1)
④	市街地等の防災性向上	災害時の火災予防や被害軽減のため、消火・救助活動や避難の障害となる幅員狭小・線形不良区間の改良を進める必要がある。 また、震災時の火災被害軽減のため、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する必要がある。								●	1-1) 1-3) 2-3) 7-2)

7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所	
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
①	沿道建築物等の安全対策	地震や強風による電柱等の倒壊、沿道建築物からの落下物等を防ぐため、インフラ事業者と協力しながらこれら倒壊危険物の除去に取り組んでいく必要がある。 また、子どもたちの安全のため、通学路沿いなどのブロック塀の安全対策を推進する必要がある。								●	1-1) 1-3)
②	道路基盤の整備	村道の整備はほぼ完了しており、舗装の改修、維持管理を行っている一方、低地の村道については津波等により被災した輸送ルートの寸断が想定される。 また、橋梁、トンネルについては引き続き定期点検を行い、その結果に基づき老朽化対策を進めていく必要がある。								●	2-2) 2-5) 5-1) 6-4)
③	輸送路の啓開体制の整備	被災時の道路啓開、復旧復興を迅速に行うため、小笠原建設業協力会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結しており、引き続き体制整備に努めていく必要がある。								●	2-2) 2-5) 5-1) 6-4)
④	市街地等の防災性向上	災害時の火災予防や被害軽減のため、消火・救助活動や避難の障害となる幅員狭小・線形不良区間の改良を進める必要がある。 また、震災時の火災被害軽減のため、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する必要がある。								●	1-1) 1-3) 2-3) 7-1)

7-3 防災施設等の損壊・機能不全や土砂等の流出による二次災害の発生

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
①	災害時の応援体制の整備 (応急復旧支援)	津波や土砂災害により道路等が被災し機能不全に陥ることが想定される。 被災後、迅速な状況把握、危険の除去、道路啓開等を行う必要がある。	●							
②	河川管理施設の整備	村管理河川(準用河川清瀬川)においては溢水による浸水被害の発生は低いと思われるが、障害物等により流下阻害を起こさないよう清掃、草刈りなど維持管理を行っている。 近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発していることから、気象変動の影響への適応という観点も加えて、東京都と連携のもと、河川の計画的な整備を促進していく必要がある。							●	1-3)
③	海岸保全施設等の整備・耐震化	南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波等により、岸壁、防波堤等の損傷が懸念される。 また、発生頻度の高い津波高に対して施設及び背後地盤高が確保されていない海岸について、東京都と連携し、堤防・護岸等の海岸保全施設等の耐震化、かさ上げ等の対策が必要である。							●	1-2) 1-3)
④	土砂災害防止施設の整備促進	本村では、平成 30 年度に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がなされている。近年の豪雨等の状況を踏まえ、東京都と密接な連携のもと、砂防えん堤等の土砂災害防止施設について、優先度を明確にして効率的な整備の促進を図る必要がある。							●	1-3)

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所	
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
①	有害物質の拡散・流出防止の推進	高圧ガスや危険物等を貯蔵、取り扱っている施設の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、災害情報を伝達する体制を構築する必要がある。							●		

（８）社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所	
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信		④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
①	復興体制の整備	被災後の復興を円滑に行うため、あらかじめ事前復興計画や復興マニュアル等の作成など、事前復興を円滑にする取組を進めておく必要がある。特に、大量に発生する災害廃棄物は島内処理が困難であることから、島外搬出し処理する必要がある。	●								8-2)
②	災害廃棄物処理体制の構築	大規模災害発生後、大量に発生するごみ・がれきや倒壊物・落下物・流出物等による障害物は、住民生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。 大量に発生する災害廃棄物は島内処理が困難であることから、島外搬出し処理する体制の構築を図る必要がある。							●		2-6)
③	災害廃棄物処理等に係る関係団体との連携体制の構築	大量に発生する災害廃棄物は、島内処理が困難であることから、島外搬出するものとするが、災害廃棄物を島外搬出するに当たり、搬出先の市町村或いは東京都と事前の事務手続きが必要となるため、連絡体制を維持していく必要がある。							●		

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所	
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信		④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
①	復興体制の整備	被災後の復興を円滑に行うため、あらかじめ事前復興計画や復興マニュアル等の作成など、事前復興を円滑にする取組を進めておく必要がある。特に、大量に発生する災害廃棄物は島内処理が困難であることから、島外搬出し処理する必要がある。	●								8-1)
②	ボランティア受入体制の構築等	被災者支援を円滑に行うため、多数のボランティアの受付、調整等その受入体制の構築が必要である。 また、自主防災組織、自治会等の地域組織の主体的な取組の促進、並びに地域組織と社会福祉協議会等との協働の更なる強化が必要である。	●								2-7)

施策		脆弱性評価	施策分野							リスク シナリオ 再掲 箇所
			①行政機能 ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
③	早期の住宅再建等の支援	被災者の住宅再建、生活再建が滞ることのないよう、その基本となる罹災証明書の交付を迅速に実施できる体制の構築が必要である。 また、仮設住宅建設候補地の選定など、災害発生時における被災者の住宅等を円滑かつ迅速に供給できるよう対応していく必要がある。	●							
④	地域コミュニティ機能の維持・活性化	災害時には自助・共助・公助が一体となることで被害の軽減及び早期の復旧・復興が期待できるため、共助の基盤となる地域コミュニティの活性化を平時から促進する必要がある。	●							
⑤	風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信	災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。	●			●				
⑥	災害対応に不可欠な建設業との連携	被災時の道路啓開、復旧復興を迅速に行うため、小笠原建設業協会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している。				●				
⑦	事業継続に係る対策の促進	村内の農業、水産業の生産物はほとんどが村外へ出荷されており、村内への流通量は微量である。また、農産物は亜熱帯の気候を生かしたパッションフルーツ、トマトなどがほとんどであり、穀物は皆無、蔬菜類の生産もごくわずかである。 南海トラフ地震により出荷先となる本土が大被害を受けた状況下では長期にわたり出荷を停止せざるを得ない状況となることを踏まえ、農水産物の村内への流通、生産現場の維持について検討が必要である。				●				5-1)
⑧	文化財保護対策の推進	文化財の喪失を防ぐため、文化財の所有者等に文化財の耐震化についての意識向上を図るとともに、平時から住民の文化財保護意識を醸成する必要がある。 また、文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。 加えて、関係機関・団体との連携を深め、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができるよう態勢を整えとともに、展示・収蔵資料のほか、各地の有形無形の文化財等を映像等に記録し、有形文化財の修繕や無形文化財の継承・復興に役立てるため、アーカイブしておく必要がある。					●			
⑨	地籍調査の推進	災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには土地境界を明確にしておくことが重要となるが、村内の地籍調査の進捗率は4%となっており、更なる取組の推進が必要である。							●	

小笠原村国土強靱化地域計画

発 行 令和4年3月

編 集 小笠原村 総務課

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町

TEL. 04998-2-3111（代）